

第2回 三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)策定検討会議 事項書

令和6年7月19日（金）9:30～11:30
アストプラザ 研修室A

1 座長あいさつ

2 委員の追加

3 三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)に関する委員・オブザーバー委員の意見・要望について

資料1 委員・オブザーバー委員の意見・要望

※ 一部の資料については個人情報が含まれるため委員・オブザーバー委員のみ配付

資料2 検討会議の進め方の修正（事務局案）

4 第1回策定検討会議における宿題

資料3 福岡市における里親支援の取組

資料4 大分県の取組

5 三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)の構成案について

資料5 三重県社会的養育推進計画の構成案（事務局案）

6 三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)の全体像のイメージデザイン案について

資料6 計画全体の根底に流れる考え方イメージデザイン案

7 三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)の評価指標と関連指標について

資料7 評価指標と関連指標（イメージ案）

資料8 評価指標と関連指標の検討状況

8 意見交換

9 事務連絡

三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)策定検討会議 委員・オブザーバー委員出席者名簿

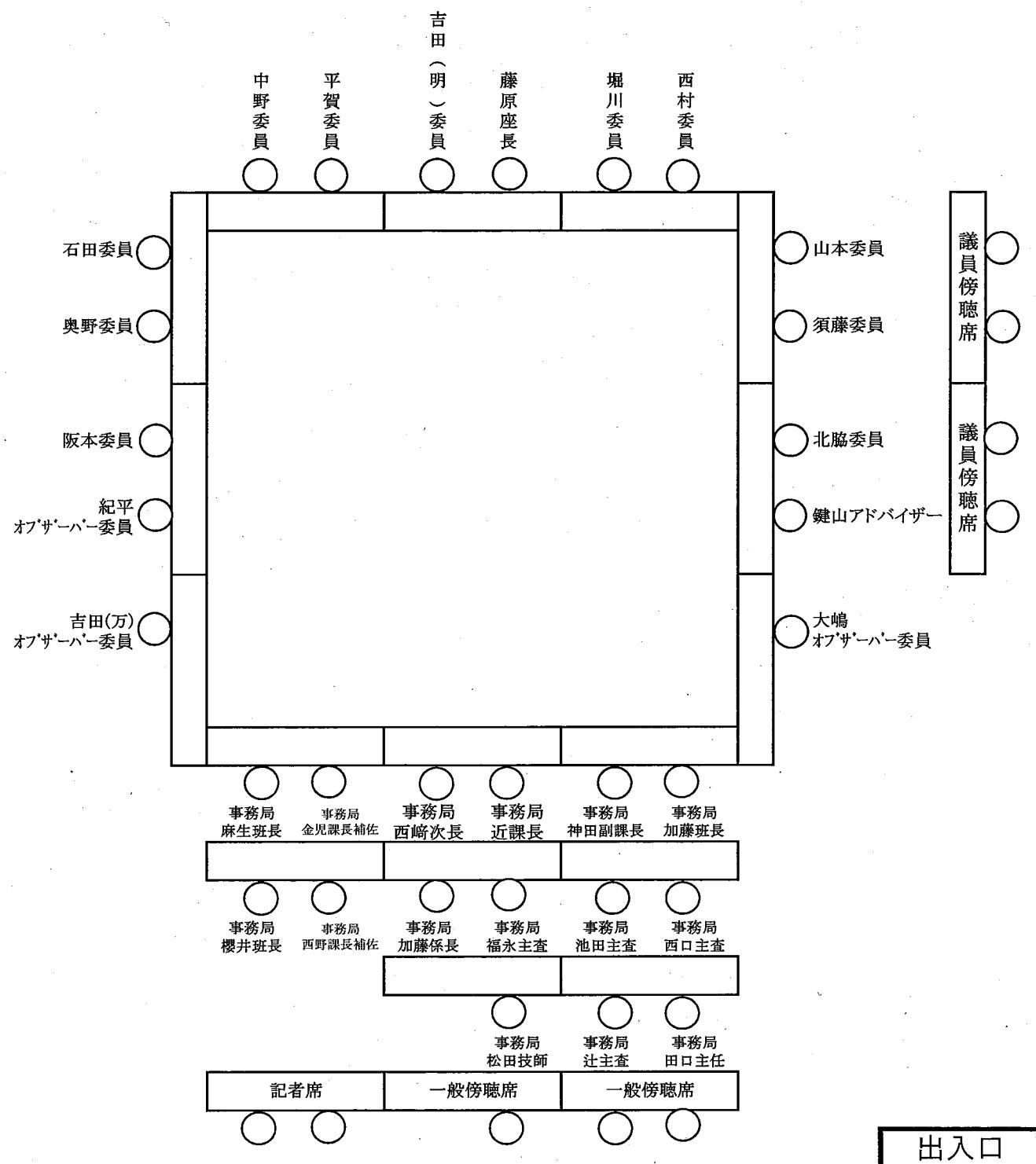
分野		氏名	所属等
学識経験者 (有識者)	司法福祉・子ども家庭福祉	ふじわら まさのり 藤原 正範	日本福祉大学
	児童福祉・児童養護	よしだ あきひろ 吉田 明弘	皇學館大学 教育学部
社会的養育 関係者	乳児院	ひらが めぐみ 平賀 恵	乳児院ましろ
	児童養護施設	なかの としゆき 中野 智行	児童養護施設みどり自由学園
	児童家庭支援センター	いしだ れいこ 石田 礼子	児童家庭支援センター「あかり」
	里親	おくの さとし 奥野 敏	一般社団法人三重県里親会
	ファミリーホーム	さかもと しほ 阪本 志保	さかもとホーム
行政関係者	市関係	ほりかわ ゆり 堀川 友里	伊勢市 健康福祉部 福祉総合支援センター
	町関係	にしむら もとのぶ 西村 元伸	多気町 こども課
	児童相談所	やまもと たつや 山本 龍也	伊賀児童相談所
社会的養護 経験者	社会的養護経験者	すどう ゆい 須藤 唯	学生
	社会的養護経験者	きたわき たつお 北脇 達男	会社員
アドバイザー	社会的養護関係者	かぎやま まさお 鍵山 雅夫	里山学院
オブザーバー 委員	母子生活支援施設	きひら りえ 紀平 理絵	三重県母子生活支援施設協議会
	児童心理治療施設	よしだ まり 吉田 万里	児童心理療育施設 悠
	自立援助ホーム	おおしま ゆうじ 大嶋 祐司	自立援助ホーム つばさ

<欠席者>

オブザーバー 委員	児童自立支援施設	うちやま しのぶ 内山 忍	三重県立国児学園
--------------	----------	------------------	----------

事務局	三重県子ども・福祉部	にしざき すいせん 西崎 水泉	次長兼児童虐待対策総括監
		こん まさき 近 正樹	児童相談支援課長
		かんだ わかこ 神田 和佳子	児童相談支援課 社会的養育推進班 副課長兼班長
		かとう ふじお 加藤 富士夫	児童相談支援課 社会的養育推進班 主幹兼係長
		ふく永 あき 福永 晓	児童相談支援課 社会的養育推進班 主査
		いけだ ちはる 池田 智晴	児童相談支援課 社会的養育推進班 主査
		にしけち あや 西口 愛弥	児童相談支援課 社会的養育推進班 主査
		たぐち さやか 田口 さやか	児童相談支援課 社会的養育推進班 主任
		かとう みゆき 加藤 美雪	児童相談支援課 児童相談支援班 班長
		つじ しょうへい 辻 昌平	児童相談支援課 児童相談支援班 主査
		まつだ なな 松田 奈々	児童相談支援課 児童相談支援班 技師
		かねこ とおる 金児 徹	家庭福祉・施設整備課 家庭福祉班 課長補佐兼班長
		あそう たかお 麻生 高央	家庭福祉・施設整備課 施設整備・ユニバーサルデザイン班 班長
		にしの みか 西野 三佳	子どもの育ち支援課 母子保健班 課長補佐兼班長
		さくらい あきら 櫻井 彰	障がい福祉課 サービス支援班 班長

第2回 三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)策定検討会議 座席表



委員・オブザーバー委員の意見・要望

第1テーマ

- (5) 各年度における代替養育を必要とすることも数の見込み
- (7) 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組
- (8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- (9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

委員名	意見・要望	事務局の考え方
吉田(明)委員	<p>(5) 潜在的ニーズをふまえた要保護児童（代替養育を必要とする児童数）の算出</p> <p>① 「（児相は）すれすれで在宅のまま支援しているケースが多いというが、データに基づく検証が必要」だとするならば、その実施が必要である。</p> <p>② 「ト一横」「ドン横」「グリ下」（それに類する場所）に集まっている児童も社会的養護の対象だと思われる。ほんらいは、要保護児童数に加えるべきである。</p> <p>③ 「こども若者シェルター」の設置を考える必要はないか。</p>	<p>①そのデータをどのように取得していくのか委員の協議で決めていく必要がある。</p> <p>②三重県内のそのような場所を限定し、どのように調査していくべきなのか検討を要する。</p> <p>③「逃げ込む場所」のイメージか。</p>
	(全) 社会的養育を担う人材確保（養成）にむけた三重県としての取り組み	ご意見を深く受け止め、計画に反映できるか検討する。
平賀委員	<p>(5) 「施設や里親に措置されている子どもの数」＝「代替養育を必要とすることの数」ではないですし、「措置解除したことでも代替養育を必要としない子ども」でもないです。ショートステイの利用や、緊急時の一時保護を見込んで家庭復帰に送り出した子どもの入所依頼をお断りせざるをえないこともあります。児相だけでなく、市町が管理している要支援・要保護家庭の数、特定妊婦の数は見込み数に反映されているのでしょうか。また、相談支援につながらない潜在的なケースも見込まれているのでしょうか。</p>	潜在的なケースについて、どのように積算すべきなのか委員の協議が必要である。
	<p>(7) 「パーマネンシー保障＝家庭養育」ということでもないのかなと思います。子どもによって、心地よいと感じる距離感が違います。「自分は“ここ”に帰属している」という感覚を持ち続けられることが大切だと聞きました。家庭、里親、施設に順番をつけるのではなく、「どこに所属することが幸せなのか」本人の意見や思いを尊重して一緒に考えることが必要だと思います。また、施設で育ち、施設の職員との関係性を続いている子どももたくさんいます。この子たちにとっては、自分たちが育った場所が存在し続けること、関わった職員がそこに存在することも大事です。</p>	子どもの意見表明の重要性を認識し、今後、どのように取り組むべきなのか、家庭、里親、施設を含め地域全体で考えていくべき課題である。
	<p>(8) 最初から里親委託に適応できる子ども、一時的に施設を利用してアセスメントが必要な子ども、アセスメントした上で集団生活の方が安定する子どもなど、子どもによって様々です。特に、虐待などのトラウマ体験がある子どもは、人との距離感がとりづらく、深い関係を築くことに怯えているのと私自身が知ったのもついここ数年です。</p> <p>施設への入所児数を減らせば里親委託率は増えますが、対応が難しい子どもが里親さんとミスマッチを起こす可能性も高くなります。</p> <p>委託までの評価と委託後のフォローを、時間をかけて丁寧に行なうことが結果として「推進」につながるのではないかと思います。まだまだ時間が必要です。</p>	<p>里親への委託児童数や委託率は、国の策定要綱上重要な課題であると認識している。本県では里親委託率は3割程度で横ばいであり、その要因をしっかりと見極めることが最重要であると考えている。</p> <p>また、委託までの評価や委託後のフォローなど子どもの最善の利益を考え、委員の中でもしっかりと協議していただきたい事項である。</p>
	(9) どれも必要なことで、取り組みたいと思いますが、現行の配置基準では職員が疲弊します。施設の強みは、多職種のチームワークを活かすことですが、職員を分散させることで、組織としてのまとまりが取りにくくなります。多機能化・機能転換をすすめるには県や市町の理解と協力が必要です。	人材の確保や育成について、重要な視点であり、非常に大きな課題であると認識している。具体的な対策について委員の中で協議していただきたい事項である。
	医療ケア、発達に課題のある3才超児への対応も課題です。	

委員名	意見・要望	事務局の考え方
中野委員	<p>(5) 代替養育を必要とする子どもの見込み数について、現計画の分析を行い数値化が出来ない社会的養護が必要な子どもを汲んで、すれすれの在宅支援が行われている現状の分析し、本当の意味で行き場のない子どもたちをつくる様に代替養育を必要とする子どもの数を算定しましょう。</p> <p>(7) 代替養育を必要とする子どものパーマネンシーの保障について、養育とは、子どもが自分の存在について、「生まれてきてよかった」と意識的・無意識的に思い、自信をもてるようになることを基本の目的とする。そのために、安心して自分を委ねられるおとなの中の存在（養育者の存在）が必要となる。子どもはその養育者によって、まず生きていることそのものを尊い、自分を大切と受けとめられていくことによって、自分や世界（自分のまわりの人、もの、こと、ひいては世の中）を受け入れ、それらに関心を向け、関係をもつようになる。この理念に近づけるために、計画の数値目標だけの進行管理するのではなく、養育の営みは繋いでいくもの、子どもを受け止めて、意見を汲んで支援していくものの体制をマネジメントしていくが保障の理念に近づく計画ではないか。</p>	<p>潜在的なケースについて、どのように積算すべきなのか委員の協議が必要である。</p> <p>ご意見を深く受け止め、計画に反映できるか検討する。</p>
	<p>(8) 里親を志す希望者に対して、里親とはどういうものか、子どもの全てを受け入れるためのインターク面接、里親養育に関わる全てをアセスメントする手法や技法について、今一度、里親支援体制の様々な構築を官民で温度差の無いよう取り組むために計画を策定することが必要ではないか。</p> <p>(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化に向けて、施設は過去2回の計画で養育の小規模かつ地域分散化、高機能化について取り組んできた。国が示すケアニーズの高い児童の支援とは子どもの課題やニーズに応じた個別対応の強化を図ることで子どもの意見表明を受け止め、子どもの権利を尊重した支援を行うことだと理解してきた。国の要綱と三重の社会的養護下で暮らすケアニーズの高い子どもの支援は大きな違いがあると思うが、子どもの支援の高機能化についてもっと議論し、代替養育を必要とするどのが利用できるように高機能化について定義する必要はないのだろうか。</p> <p>児童養護施設や乳児院の職員が一時保護専用施設や児童家庭支援センターを器用に機能転換できるものではない。それぞれの機能には最低限必要なベースがあって、その上に専門性があって、機能が発揮されていると理解している。ひと口に多機能化・機能転換に向けた取組と言えどその取り組みは人材確保育成と課題が多いのが実情です。入所施設にショートステイ利用する子ども、一時保護された子ども、措置された子ども、混在する中でどのこにも養育の差がないよう支援することは社会的養育に関わる者としても重要で、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化・機能転換という言葉を重く受け止めて、推進計画の策定を進めてほしいです。</p>	<p>これまで施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化・多機能化に取り組んでいただき、感謝いたします。</p> <p>令和6年度に施設整備もある程度落ち着き、現在、令和7年度から本格的にサービスの提供を実施できるよう準備していただいているところである。</p> <p>子どもへの支援の高機能化・多機能化など「親子再統合」や「自立」に向けてどのように支援していくのか、委員の中でしっかりと協議していただきたい事項である。</p> <p>また、施設の高機能化・多機能化・機能転換など苦しい実情の中で成り立っていることを認識し、計画の中に反映できないか検討する。</p>
奥野委員	<p>(7) 家庭養育優先原則を代替養育の必要とする子どもたちにも確実に運用するには、措置権者である児童相談所が、親権者の同意を重視するのではなく、あくまで子どもの最善の利益の確保の観点で判断することが必要だと考えます。不断の家庭復帰への努力を行うとともに、親族・養子縁組・里親(ファミリーホーム)への委託を検討実施していく必要があります。</p> <p>里親委託率の高い自治体に学び、実践していくことが重要だと考えます。</p> <p>(委託先の同意を必要としない同意書の活用や常駐弁護士による迅速な法的対応による措置等)</p> <p>上記の内容を実施するためには、人的・能力的な児童相談所の機能強化が必須だと思います。</p> <p>また、特別養子縁組は、社会的養育の位置づけであるにもかかわらず、成立後は、養親に任せたままで支援が手薄になっているので、三重県として相談支援及び何らかの経済支援についても検討する必要があると思います。</p>	<p>子どもの最善の利益を考えると、「親権者の同意」つまり親権者への丁寧な説明と理解が必要である。そこには職員のコミュニケーション能力が重要であると認識している。</p> <p>「里親委託率の高い自治体」の現状調査を行い、当県において実効的なものかどうか検討する必要がある。</p> <p>また、児童相談所の人的・能力的な強化の重要性を認識し、研修等の充実を図るよう検討を進めているところである。</p> <p>特別養子縁組の数は低調に推移しているが、その現状調査を行い、課題の解決に向け検討する。</p>

委員名	意見・要望	事務局の考え方
	<p>(8) 国が求める里親委託率を実現し、子どもの養育に適した里親委託を進めるためには、今以上に里親のリクルートを進める必要がある。</p> <p>しかしながら、登録里親数に対して、委託されている里親があまりに少ない現状について、三重県としては、未だ要保護児童の生活の場として児童養護施設・乳児院に頼っている現状がある。今後は、里親支援センターの設立による恒久的な里親支援を実施することにより、委託可能な里親を増やすことができると思います。</p> <p>また里親は、要保護児童の養育のみならず、今後は市町のショートステイなど子育て家庭の予防的な役割を担うことも必要だと考えます。各市町においては、ショートステイ等の需要が高まっているが、預け先に苦慮している現実もあり、そのためにも三重県として、積極的に市町に働きかけ、里親とともに共同することが必要です。</p> <p>(9) 施設の高機能化及び多機能化については、社会的養育推進計画の核となる部分だと思います。里親委託率を向上するためにも早急に里親支援センターを全児童相談所管内に設置し、里親支援を充実させてほしい。また児童家庭支援センターと里親が協働し、在宅の子育て支援を行うシステムの構築など相互に助け合うことが、子どもたちのより良い育ちにつながると思います。様々な問題を抱えた子どもたちを長年養育していた施設のノウハウは、里親による養育について大きな助けになります。また、今後里親家庭から自立する子どもたちにとっても自立の際の様々な支援が充実することが必要です。三重県の発展のために必要な先行投資だと思うので、大胆な財政支出を検討し、施設の高機能化・多機能化を後押しする必要があると思います。</p>	<p>里親支援センターについて、現在のところ令和6年度から運営している事業者はありません。今回の計画では、里親支援センターの設置も記載すべき事項であり、里親の登録数の増加に向け取り組んでいく。</p> <p>また、子育て家庭の予防的な取組は重要であり、市町やNPOなどの団体と連携・協力を深めていく必要があり、積極的に働きかけていく。</p>
北脇委員	(全) 当事者として参加しているため詳しくはわかりませんがよりよくなっていけばと思います。	より良くするために、お力を貸してください。
紀平委員	<p>(7) こどものパーマネンシーを保障するためには、市町の家庭支援メニューを充実させ、在宅での生活が可能な場合は、そういう支援メニューを使い、できる限り維持していくことだと思います。その支援メニューは、従来の措置制度だけではない、施設を高機能化・多機能化していくことだと思いますが、児童養護、乳児院、母子生活支援施設等が種別を超えて協働していく仕組み作りを実現することだと思います。次期計画の中で、各市町が地域の子育て支援に、こういった施設を利用する支援メニューを策定することを入れていただきたいです。</p> <p>親子関係再構築に向けた取り組みについても、親子でのショートステイ（子育て短期支援事業）などを利用し、見守りのある中で、親が周りに頼りながら子育てできる仕組みを活用していただければと思いますが、まずは、こういった子育て支援のサービスを受けることが、『あたりまえ』の三重県にしていきたいと思います。それは、実親の子育てはもちろん、特別養子縁組として子を迎えた家庭であっても、そういった子育て支援を受けていくことが『あたりまえ』になればよいと考えます。</p> <p>そのためには、受け皿である施設を拡充していく必要もあると思いますので、次期計画の中で、親子でレスパイトに来れる施設数を増やすことやその受け皿を開拓することを入れていただきたいです。</p>	<p>ご意見を深く受け止め、計画に反映できるか検討する。</p> <p>「親子再統合」後の再発を予防するためにも、地域の関係主体が一致団結して隙間をなくす取組を行うことが重要であると考えている。</p>
大嶋委員	(5) 市町が対応している要支援・要保護家庭の数、相談支援につながらない潜在的なケースの数字をしっかりと確認することができるか。	潜在的なケースについて、どのように積算すべきなのか委員の協議が必要である。
	(7) 家庭、里親、施設など可能な選択肢をしっかり説明し、本人の意見や思いを尊重しながら一緒に考えることが必要。	子どもの権利擁護や意見表明など重要なと認識している。

委員名	意見・要望	事務局の考え方
	<p>(8) 里親登録数が増えているのになぜ委託数が増えていかないのか、委託後不調になったケースの割合や要因をしっかり整理し把握することが委託推進につながるのではないか。また里親さんや委託児童のために必要と判断されれば積極的な一時保護やレスパイトなど支援体制をしっかり整えることも必要だと思う。</p> <p>施設入所児でも里親宅での生活を望まず、18歳まで施設で生活したいと子ども自身が望むケースも少なからずあります。</p>	<p>里親への委託児童数や委託率は、国の策定要綱上重要な課題であると認識している。本県では里親委託率は3割程度で横ばいであり、その要因をしっかり見極めることが最重要であると考えている。</p> <p>また、委託までの評価や委託後のフォローなど子どもの最善の利益を考え、委員の中でもしっかり協議していただきたい事項である。</p>
	<p>(9) 児童養護施設の多機能化の一つとして一時保護機能（一時保護専用ユニット）があげられる。当然男女混合のユニットは現実的ではないため、男子ユニットまたは女子ユニットのどちらかでの運営も想定されるため、一時保護ユニットを構想している施設が複数ある場合はその辺の調整も必要になるのではないか。また高機能化の中に医療的ケア児への対応が含まれると思うが、現状の施設の専門性や人員、環境面からみて、とても難しいように感じる。医師や看護師などの人件費やハード面を整える補助金が保証され初めて検討の余地が出てくるように思う。</p>	<p>ご意見を深く受け止め、計画に反映できるか検討する。</p>

委員・オブザーバー委員の意見・要望

第2テーマ

(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等

(6) 一時保護改革に向けて取組

委員名	意見・要望	事務局の考え方
吉田(明)委員	<p>(2) 児童の意見表明</p> <p>①当事者委員の「率直」な意見をもとに委員会での議論を進めるべき。 (社会的養護経験者委員が発言しやすい、委員会の「環境（雰囲気）」づくり)</p> <p>②「どこで生活したいのか？」は対象児が選択。したがって里親（ファミリーホーム）、施設両方の資源を潤沢に確保する。</p> <p>③里親登録者を確保すると同時に、施設登録者については、すくなくとも現状を維持する。乳児院・児童養護施設のみならず、関連施設の活用も場合によっては必要。</p> <p>④現状として、関係者の努力により、委託率は上昇しているものの、それが「現在横ばい状況にある原因分析が必要」（座長）という意見はその通り。</p> <p>⑤対象児童のニーズに応えられる里親ならびに施設ケアの「質」の向上がいっそう必要。（とくに「児童の意見」を「代弁する」力＝専門性の向上）</p>	<p>①座長と相談し、協議の進行に努める。</p> <p>②③⑥ご意見を深く受け止め、計画に反映できるか検討する。</p> <p>④里親への委託児童数や委託率は、国の策定要綱上重要な課題であると認識している。本県では里親委託率は3割程度で横ばいであり、その要因をしっかりと見極めることが最重要であると考えている。</p> <p>また、委託までの評価や委託後のフォローなど子どもの最善の利益を考え、委員の中でもしっかりと協議していただきたい事項である。</p>
平賀委員	<p>(2) 乳児院は子どもが「ことば」で意見表明することができません。ことば以外の子どもの表現を感じること、大人にとって都合のいい解釈をしていかないか気をつけること、やりとりができるようになったら、子どもの行動を「待つ」「選択してもらう」などを心がけ、乳児さんたちのアドボケイトの1人であることを意識するように働きかけています。定期的にチェックリストをつかい、振り返りをしますが、乳幼児のアドボカシー・アドボケイトをどのように考えて進めていくかは課題が多いです。</p> <p>子どもにわかるような伝え方、すべて受け入れられないが、お互いが納得できる「おとしどころ」をみつける考え方など、大人として学びたいことがまだまだあります。</p> <p>また、アドボカシーの考え方について、施設の職員が学ぶ機会が増えていますが、世間一般にも浸透しているのでしょうか。福祉のとなりの分野である学校・教育機関や医療機関でも進められているのでしょうか。</p>	アドボカシーの考え方などは、まだまだ一般的なものではなく、啓発の途中段階である。
	<p>(6) 乳児の一時保護は原則受け入れできる体制整備が必要だと思います。</p> <p>①一時保護担当の職員配置②一時保護中の一般生活費の単価を一律化③専用棟で単独夜勤体制がとれるような配置基準のみなおしが必要だと思います。</p> <p>また、乳児（子ども）についての評価（アセスメント）について、（乳児院側が積極的に伝える必要がありますが）、乳児院側の意見も聞いていただければと思います。</p>	乳児の評価をどのようにすべきか委員の協議が必要である。
中野委員	<p>(2) 当事者である子どもの権利擁護とは当事者がどう聞いてもらい、大人に対して理解してもらったとどう感じているのか、子どもの権利を侵害した事例を検証し、課題を克服するための取組（意見聴取・意見表明等支援等を共通言語としていくように、法律の解釈も含めて取組を進めていきたいと思います。</p>	子どもの権利擁護の取組について、今後どのようにすべきか委員の協議が必要である。
	<p>(6) 保護された初夜に子どもがどんな気持ちで床に就くか。一時保護された子どもの気持ちを考えてみましょう。そう思うと、法的に権利侵害された子どものアセスメントや保護の必要な子どもに今まで負担かけていました。法律家を交えて改革に向けて意見交換しましょう。</p>	座長と相談し、法律家を交えて協議が必要か検討する。

委員名	意見・要望	事務局の考え方
奥野委員	<p>(2) 社会的養育推進計画がだれのために作成されているのかを今一度顧みる必要があると思います。現在子どものための様々な制度が実は、大人の都合が優先されて措置されていることがあるのではないかと感じます。子どもの意思表明権や人権など言葉だけが独り歩きをしている状況にあると思います。今後は、子ども自身に自分の居場所についてしっかりと希望を聞き、その実現が子どもにとって最善でない場合は、しっかりと説明し、納得した中で措置を実施し、措置後も子どもの意見を聴取し、より希望に沿った措置が可能なように努力していただきたいと思います。子どもに意見は聞いた、しかし聞きっぱなしでは、子どもたちは口を閉じてしまいます。</p> <p>また、自分の意見を言語化しにくい子どもについては、必ずアドボケーターを派遣し、しっかりと聴取することを必須としてほしいと思います。</p>	<p>ご意見を深く受け止め、計画に反映できるか検討する。</p>
	<p>(6) 一時保護施設での生活は、子どもの安全を考慮しているためか子どもにとって快適とはいがたい環境にあります。様々な制限があり、その結果子どもの気持ちが荒れて、職員に八つ当たりし、トラブルに発展してしまうこともあります。一時保護にも里親を活用することで、子どもにとって安全と快適な環境を提供できると思います。児童相談所の機能強化と施設の多機能化と合わせて、一時保護中の適切なアセスメントで期間を短縮し、委託先の選定を行い、最適な生活環境を提供できるようにするべきだと思います。</p>	<p>里親に一時保護を委託する場合においても、一定の制限があります。 里親の一時保護委託のご意見を深く受け止め、計画に反映できるか検討する。</p>
須藤委員	<p>(2) 意見表明</p> <p>①家庭に戻る事が大前提の児童養護なのに、何故、きょうだい別々にされるのか。私は父親に引き取られた後も妹をなかなか認知できなく、お姉ちゃんとしてしっかりしなさい。と言われる度に疑問を感じていました。</p> <p>②私が施設にいた頃（30年前）の話ですが、友達のお家にお邪魔して遊ぶのは禁止でした。周りの友達が遊ぶ約束をしているのを見て、とても羨ましかったのを覚えています。トラブルは多くなるかもしれません、それも子どもたちの学びだと捉え、社会性を育むためにも外で遊ぶことを許可して欲しいです。</p> <p>③お小遣いが少な過ぎます。18歳までにお金の管理は自分でできるようにならなければ、施設の子どもたちは社会に出たときに自活できず苦労することになります。お金の勉強ができるように、小さい頃からある程度のお小遣いは渡した方がいいと思います。また、お金の勉強ができるように、定期的に講師を呼ぶなども良いと思います。子ども名義で投資できる投資信託があります。そういうものを使ってお金を貯めることも勉強できたら、施設を出た後の生活資金にすることもできます。お金の使い方をしっていると、余裕が生まれ、選択肢が増えていきます。</p> <p>④生い立ちの記録「ライフストーリーワーク」というものがありますが、日本では保管期限が25歳までとかなり短いものになっています。私は自分の人生を振り返りたくなったのは、子どもを産み必死に子育てしている25から30歳の時でした。自分自身と向き合う時に、自分の幼少期の記憶、写真や言葉がないのはとても苦しく、なかなか自分を認めることができませんでした。</p> <p>人が人生を振り返りたくなる時は、長い人生のさまざまな節目に訪れると思います。そんな時に気軽にアクセスできる自分のアルバムが欲しいです。</p> <p>施設職員の方は日々子どもたちの様子を日誌などに書き留めていると思います。せっかく記録があるならば、月に1回でもいいので、日々の日誌から子どもの成長が見られる場面、トラブルなどがあった時の日誌を選び、写真と共にネットに保存して、パスキーを持つ本人がいつでも見られるようにする。施設で育ち大人になった人は、自分の思い出話をしてくれる人がいないことが多いと思います。記憶は親などに語り継がれて強くなっていくものです。その存在がない子どもたちに記憶を作ってあげられるのは、子どもたちと直接関わっている施設職員の方々です。記憶や写真や言葉は人生の支えになります。どうかよろしくお願いします。</p>	<p>①このような兄弟を分離するケースがなぜ起きるか検証する必要がある。 ②③子どもを取り巻く制限の在り方について、委員の中で協議が必要である。 ④⑤ご意見を深く受け止め、計画に反映できるか検討する。</p>

委員名	意見・要望	事務局の考え方
	<p>⑤私は今、ハローワークの職業訓練の仕組みを使い、社会人学生として保育の短大に通っています。この制度は雇用保険に入り1年働くことで条件を満たせ、ほとんど無償で保育士になるために短大に通う事ができます。保育士の国家資格を取得できる上に、短大卒業の資格も得られます。このような国の制度を施設の方々が知ることで、子どもたちの選択肢が増えていきます。対象の大学と連携して枠を開けてもらうというのも良いのではないかと思います。</p>	
北脇委員	<p>(2) 権利擁護</p> <p>①子どもの権利擁護については、私が実体験で感じたのは何でも言える大人(職員さん)が身近にいて話を聞いてくれる時間があると子どもが意見を言いやすいと感じました。</p> <p>②子どもが意見を言える環境作りが大事だと思います。</p>	<p>①②子どもの権利擁護の取組については、委員の中で協議が必要である。</p>
紀平委員	<p>(2) 子どもの権利擁護について</p> <p>社会的養護の当事者である子どもたちに、権利擁護や意見表明についての取り組みを行うことはもちろん第1ですが、施設を利用する子どもだけではなく、県内すべての子に、権利教育をしていくことが必要だと考えます。</p>	<p>ご意見を深く受け止め、計画に反映できるか検討する。</p>
大嶋委員	<p>(2) 子どもの意見表明を支援することは子どもの権利擁護の面からも大切であると思う。また子どもたちの意見に対し、最善の利益を考えながら検討することが大事だと思う。施設や里親で生活する児童より一時保護児童に対する意見聴取の難しさがあるようにも思う。理想は身近な大人が普段から子どもたちの思いや意見を聞くことが日常にあるということ。施設で生活する子どもたちにも、生活がより楽しく豊かになるための子どもミーティングの開催や、定期面談、児相面談など子どもが意見や思いを言える機会をもうけている。</p>	<p>ご意見を深く受け止め、計画に反映できるか検討する。</p>
	<p>(6) 今後、児童相談所として施設での一時保護児童の定員をどれくらいの必要数で想定しているのか。</p>	<p>定員の見込数については、委員の中で協議が必要である。</p>

委員・オブザーバー委員の意見・要望

第3テーマ

(3) 市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

(11) 児童相談所の強化等に向けた取組

委員名	意見・要望	事務局の考え方
吉田(明)委員	<p>(3) 社会的養護対象児を生まないためには市町村の果たす役割が要 ① 「潜在的ハイリスク層」にどのようにアプローチをするのか？そのための市町村の役割、さらには市町と県ならびに関係機関との「役割」を明確にする。 ② 委員会においては、市町の代表が1名である。これで現実にそれが進められるとは思えない。 ③ 考え方として、要保護児童を生じさせている社会構造に“メス”を入れる必要はないか？「三重県子どもの貧困対策計画」などとの関連も欠かせないと考える。</p>	<p>①潜在的なケースについて、どのように積算すべきなのか委員の協議が必要である。 ②座長と相談し、作業部会も含めどのように進めていくべきか検討する。 ③ご意見を深く受け止め、計画に反映できるか検討する。</p>
	<p>(10) 自立支援に向けた取り組み 措置解除後も継続した見守りが必要（施設関係者）だとすれば、現行の取り組みの実質的な“限界”を明らかにするとともに、企業や地域などの力を借り、社会福祉施策の枠をこえた方策が必要だと思われる。</p>	<p>ご意見を深く受け止め、計画に反映できるか検討する。</p>
平賀委員	<p>(3) 地域差があると思いますが、県と市町が上手く連携してもらうことを望みます。 県内どこでも同じ内容のサービスが受けられるとよいと思います。</p>	<p>ご意見を深く受け止め、計画に反映できるか検討する。</p>
中野委員	<p>(3) 県内29市町の要保護、要支援のこども実態数や支援の現状についてヒアリングをし、代表の2市町の他にも県内の状況をこの会議で確認し、市町のこども家庭支援構築のリーダーシップを県に発揮してほしい。</p>	<p>現在、県内29市町を対象に調査を実施すべく作業部会で検討していることである。</p>
	<p>(10) 自立支援構築に向けて、自立のコーディネイトする人材をどう育てていくのか、民間の自立支援団体に頼るだけではなく、県として自立支援コーディネイトをどう実践していくか。自立支援の制度を拡充するための投資、自立支援のための基金創設（他県では県内企業で実践されているので、三重でも実現可能だと思う）</p>	<p>ご意見を深く受け止め、計画に反映できるか検討する。</p>
	<p>(11) 児相機能を調整するところはどこか、何を強化すべきか人材育成ではないか。</p>	<p>ご意見を深く受け止め、計画に反映できるか検討する。</p>
奥野委員	<p>(3) 市町のこども家庭センターの設置が進められ、子育て家庭の支援が進んでいると思います。しかしながら、現実として在宅での見守りを必要とする家庭が相当数あると感じます。それらが家庭分離に至らない支援が必要だと思います。市町と県が垣根を越えて、しっかりと情報共有を行う必要があります。例えば、里親のショートステイの依頼先のために里親の同意を得て、情報提供を行うなど積極的に連携をすべきだと思います。</p>	<p>ご意見を深く受け止め、計画に反映できるか検討する。</p>
	<p>(10) この4月から児童自立生活援助事業が委託先や年齢要件など緩和され、社会的養護を受けている子どもたちが、将来に夢を持てる環境が整いつつあります。また、社会的養護の枠に入らなかった子どもたちの自立のための支援が今後の課題になると思います。こちらも施設の多機能化として、社会的養護自立支援拠点事業を実施することが求められます。</p>	<p>子どもたちの「親子再統合」と「自立」に向け、施設機能の発揮ばかりでなく、里親も含め地域全体で支える仕組みが必要であると考えている。</p>

委員名	意見・要望	事務局の考え方
	<p>(11) 児童相談所の機能強化は、今回の計画を実現できるかどうかの中心になる問題だと思います。虐待対応で追われるために子どもの最善の利益を検討する前に、手早く措置をしている現実があるのでないかと感じます。</p> <p>大幅な人員の増(定数だけ増やして実数が欠員となっているようでは意味がない)とそれぞれの職員のスキルアップが必要です。</p> <p>措置権のある児童相談所職員が疲弊するようでは、子どもたちのより良い環境づくりはできないと思います。</p> <p>また、里親支援など管理監督の最終責任は児童相談所が担うとしても措置決定以外の多くの業務を委託したり、児童家庭支援センターへの指導委託などを進めることで、業務の軽減を図ることは可能だと思います。施設の多機能化の推進によって、児童相談所が子どもたち一人一人にしっかりと寄り添える組織作りが今後の社会的養育推進計画を実現するために絶対必要だと思います。</p>	ご意見を深く受け止め、計画に反映できるか検討する。
須藤委員	<p>(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組にも記入させていただいた内容が当てはまります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金銭管理について ・ライフストーリーワークについて ・職業訓練について 	ご意見を深く受け止め、計画に反映できるか検討する。
紀平委員	<p>(3) 市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組について</p> <p>市町のこども家庭支援体制の構築に向けた取り組みとして、次期計画に数値目標として挙げていただくなら、市町が、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設などの施設を活用した事業を行うことを挙げていただきたいです。特に、妊娠婦や子育て中の親が、『レスパイト（休息）』を求めているのは、現行の事業（『妊娠婦ほっとスポット構築モデル事業』）でも明らかなニーズとして浮かんできています。虐待の予防的サービスとして、非常に重要な箇所だと考えていますので、県より、各市町にそれぞれの施設の強みを生かした事業を行うよう、働きかけを行っていただきたいと考えます。</p> <p>また、様々なニーズがキャッチしやすいのは、市町であると思うので、そこを担う人材の育成は早急の課題と考えます。一定期間、サービスを提供する側（施設など）に研修に行くななど、現場を知る研修を企画してはいかがかと考えます。</p>	ご意見を深く受け止め、計画に反映できるか検討する。
大嶋委員	<p>(3) 桑名市との協議の上、児童養護施設エスペランス桑名に児童家庭支援センターの設置を進める。専門性を活かし地域での家庭支援を行っていきたい。設置に向け県の方でも後押しをお願いいたします。</p> <p>代替養育には至らずとも支援が必要な家庭はたくさんあり、そこに対しても市町と連携し支援体制を構築していきたい。</p> <p>引き続きレスパイトなどでショートステイ事業を使用してもらい、家庭での生活を支えていく。</p> <p>(10) 措置解除者やこれまで公的支援につながらなかった者の孤立を防ぎ、必要な支援につなぐため、相談援助や関係機関との連絡調整、一定期間滞在させ自立に繋げるなど今後より重要になってくる事業だと思う。ただ人員配置や施設の環境（ユニット・部屋数など）的に自立援助ホームや児童養護施設が行うことは現実的にハードルが高いかもしれない。またある程度の年齢ということでの支援の困難さも予想される。</p>	<p>隙間のない支援を行うためには、子どもを取り巻く地域の関係主体の連携・協力体制の強化が重要であると考えている。</p> <p>人材の確保・育成が最重要課題であると認識している。</p>

委員・オブザーバー委員の意見・要望

第4テーマ

(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

(12) 障害児入所施設における支援

委員名	意見・要望	事務局の考え方
平賀委員	(4) 親子、特に母子での支援の必要性は感じます。乳児院は入所直前～入所中～退所間もない時期の親子の支援ができます。その前後を母子保健や母子生活支援施設とうまく連携できればと思います。 「連携」をするためにはお互いの役割を「知る」ことが必要だと思います。	ご意見を深く受け止め、計画に反映できるか検討する。
	(12) 乳児院で成長した、障害のある幼児を受け入れていただける場所の選択肢があれば…と思います。 障害児施設の側の状況や考えも伺いたいです。	座長と相談し、オブザーバーを招聘し協議が必要か検討する。
中野委員	(4) 妊産婦等の支援を行っている団体や専門家に策定についての取り組みを説明いただけるよう参考人のような存在が必要ではないか。	座長と相談し、オブザーバーを招聘し協議が必要か検討する。
	(12) 障害児入所施設における支援に向けた取組について、障害児入所施設の現場から取り組みを説明いただけるよう参考人のような存在が必要ではないか。	座長と相談し、オブザーバーを招聘し協議が必要か検討する。
須藤委員	(4) 母子手帳や医療記録を電子化。支援を必要とする時に、情報が届くようにする。	デジタル化、DX化についても、委員の中で協議が必要である。
紀平委員	(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取り組みについて ぜひ、『妊産婦等生活援助事業』を行うことを計画の数値目標にしていただきたいと考えます。県内を4カ所にある母子生活支援施設と、3か所ある乳児院を活用し、実現に向けた方向で考えていただきたいです。	ご意見を深く受け止め、計画に反映できるか検討する。
大嶋委員	(4) 市町の母子健康包括支援センターを中心に、必要な支援に応じて医療や福祉の機関につなぎ、地域で見守り育てる仕組みを継続していく。	ご意見を深く受け止め、計画に反映できるか検討する。

検討会議の進め方の修正（事務局案）

前回の計画策定検討会議にあたっての県の基本的な考え方を踏襲します。また、委員の意見がわかった場合でも、原則、委員による採決の方法をとらず、意見調整を図ります。

（参考）

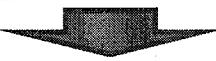
＜前回の計画策定にあたっての県の基本的な考え方＞

- ・ 行き場のない子どもをつくらないこと
- ・ 施設のこれまでの努力（ノウハウ）が円滑に引き継がれること

（意見交換の大まかな進め方）

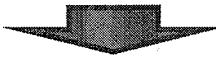
【子育て支援ステージ】

- (3) 市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
- (4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組



【緊急避難ステージ＋家庭的養育ステージ】

- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
- (5) 各年度における代替養育を必要とする子ど�数の見込み
- (6) 一時保護改革に向けて取組
- (7) 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組
- (8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- (9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組



【自立支援ステージ＋その他】

- (10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (11) 児童相談所の強化等に向けた取組
- (12) 障害児入所施設における支援

（第三者の意見の反映）

- 県内の関係施設、関係団体、関係者へのヒアリングなどを行います。
- 県内外の適任の関係団体、関係者へのヒヤリングなどを行います。
- 意見表明が可能な年齢の児童へのアンケートなどを行います。
等々

【作業部会の役割】

データ収集・分析、事務局のたたき台案に対する意見集約

【作業部会の体制】

児童相談支援課
(社会的養育推進班)
神田副課長

加藤(富)主幹
(協力: 藤原座長、吉田(明)委員
鍵山アドバイザー)

<作業部会>

施設部会

【担当者】池田主査、麻生班長、櫻井班長
(協力: 平賀委員、中野委員、北脇委員)

里親・FH部会

【担当者】田口主任、松田技師
(協力: 奥野委員、阪本委員、須藤委員)

児相部会

【担当者】福永主査、加藤(美)班長、金児課長補佐
(協力: 石田委員、山本委員)

市町・地域連携部会

【担当者】西口主査、辻主査、西野課長補佐
(協力: 堀川委員、西村委員)

福岡市の主な取り組み

1. 里親専門の係：里親係を立ち上げ

- ・民間の機関と連携し、広報活動を実施
- ・連携することで他機関も活動が活発化
- ・里親への対応も行えるよう、係員を徐々に増やし 7名体制へ
- ・その後、民間フォースターリング機関をいち早く導入

2. 動きの少なくなったケースの見直しを行う担当：家庭支援係を立ち上げ

- ・施設に 3 年以上いると家庭復帰も里親委託も難しい。
よって 3 年以上入所しているケースを対象にケースワークを実施。
→家庭復帰もしくは親族宅へ帰れるよう勧めてきた。
- ・養子縁組に移行できるケースについて
は実親に同意を取りに行く。
- ・新規ケースの場合は、家族との交流が途絶えないようケースワーク。

結果：

里親委託率は 50% 以上へ。

ただ里親委託が増えた、というだけわけではなく、施設等への措置自体が減少。

分母が小さくなることでこのパーセントとなつた。

100 人以上措置児童数減少

→多くは家庭復帰・親族宅への復帰、少人数だが特別養子縁組の成立

<その他>

① 措置の同意をとる際は、“3号措置”の同意としてとる。

- ・施設入所・里親措置で分けて同意書をとらない。
※ただ「里親はいやだ」という実親もいる。その場合は条件を付けて施設入所。
- ・引き取れない・改善が見れない・面会に来ない、などがあれば里親措置へ切り替え

② 里親委託が不調になることも（年数件）、打診をして断られることもある。

- ・なるべく 1 歳までに里親措置がとれるようにケースワークは進める。
- ・不調となった際は、別の里親措置となるか施設入所となるかは本人の意見も確認する。

③ 家庭復帰後の再発も実際あるが、現在はまだ再発率は出していない。

- ・今後、再発率は出していくないと感じている。
- ・再発をしないよう、別の部署が NPO 等と協力しながら在宅支援を整えている。場合によっては出産前から支援を整えるケースもある。

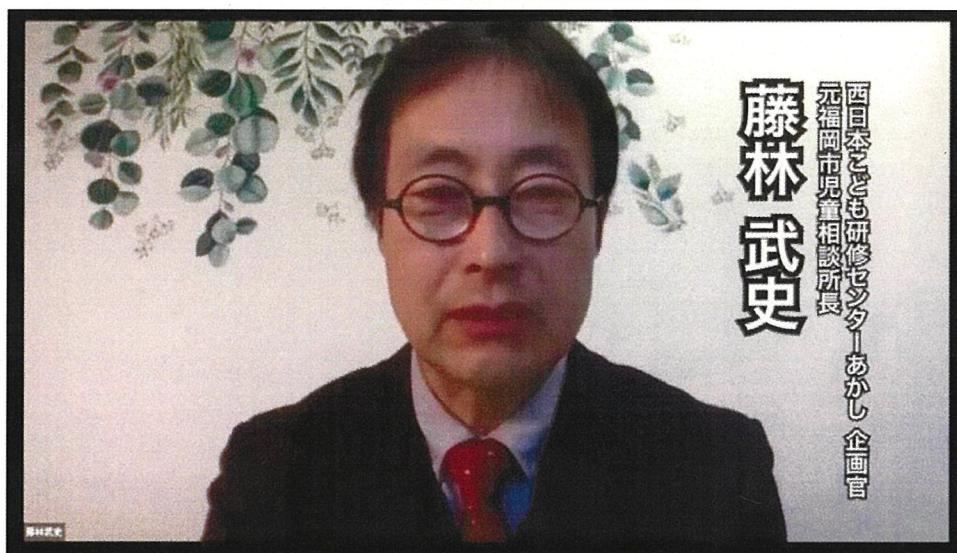
報告書

令和3年度(2021年度) 子どもの家庭養育推進官民協議会 研修会 第2回

日時:2021年11月22日(月)午後3時30分~5時

開催方法:ZOOMウェビナー

講師:藤林武史氏(西日本こども研修センターあかし企画官、
元福岡市児童相談所長)



日本財団公益事業部 高橋: 第2回研修会にご参加いただきありがとうございます。さて皆さんご承知の通り、11月5日の臨時総会にて、新しく本協議会の会長として三重県の一見勝之知事のご就任が決議されました。本日、一見会長にオンラインでご登壇いただきご挨拶をいたすことになりました。どうぞよろしくお願ひいたします。



■新会長のあいさつ

新・子どもの家庭養育推進官民協議会会長 三重県 一見勝之知事: 里親、ファミリーホーム、児童養護施設の皆様におかれましては日ごろから家庭的養育の推進にご尽力をいただきまして、誠にありがとうございます。

このたび私が会長に就任する運びとなり、身の引き締まる思いです。子どもの家庭養育推進をしっかりとと考え、新型コロナウイルス感染症の流行による心身への影響などについても対応してまいります。子どもたちには未来があり、我々大人には子どもの未来を守る義務があります。それが日本の未来につながるのです。

平成28(2016)年に本協議会が設立されてから5年が経過いたしました。この間、児童福

祉法が改正され、特別養子縁組の対象となる子どもの年齢は6歳未満から15歳未満に引き上げられるなど、制度改正が進みました。本協議会として提言を重ねてきた結果だと思っております。



とはいっても、全国の里親委託率は令和元（2019）年度末の時点21.5%、依然として低調です。三重県では28.8%ですが、社会的養護の子どもたちが約500人いる中で、里親の登録者数は約320世帯ですので、数が足りません。これを増やしていく必要があります。

三重県では10月31日にシンポジウムを開催し、里親および里親希望の方々にお越しいただいて熱心にお話をいただきました。私は残念ながら予定がありビデオメッセージでの参加となりましたが、こうした取り組みが全国に広がり、子どもの家庭養育推進が実現していくことを心から願っております。

本日の研修が実りあるものとなること、里親の委託の推進や子どもの権利とその保護の取り組みが1日も停滞しないで前に進むことを祈念いたしまして私の冒頭のご挨拶とさせていただきます。

高橋：ありがとうございました。臨時総会では千葉県の加盟も承認されました。加盟団体は自治体と民間団体と合わせて42団体となりました。令和4（2022）年に予定されている児童福祉法改正では、家庭養育を推進していく体制がますます充実することが期待されています。

見会長にはぜひ本会を引っ張っていただく、これからどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは研修に移ります。本日は藤林武史先生に『福岡市の家庭養育推進の道のり～パーマネンシー保障と未就学児の里親委託率75%の意味～』と題しましてご講演いただきます。

藤林先生は18年間に渡って福岡市の児童相談所長を務められ、現在は「西日本こども研修センターあかし」の企画官です。

福岡市と日本財団では、家庭養育推進自治体モデル事業について協定を締結しました。福岡市では、未就学児の里親委託率は令和2（2020）年度末で76.1%となっており、家庭養育を推進してきた道のりについて皆様に大変参考になるかと思っております。よろしくお願ひいたします。

■福岡市の家庭養育推進の道のり ～パーマネンシー保障と未就学児の 里親委託率75%の意味～

藤林武史氏：本日はこの官民協議会の研修会にお招きいただきありがとうございます。私が18年間福岡市で携わってきた里親養育と家庭養育推進についてお話しします。

日本の児童福祉の推移を振り返る（1）

その前に戦後からの児童福祉について振り返ります。1947（昭和22）年に成立した児童福祉法において、当時は戦争孤児問題が中心でした。1960年代になると、都市部を中心に疾病や離婚、経済問題などで養育できない子どもを保護して長期間施設入所するということが定着しました。1990年代からは家庭の中の虐待が顕在化し、大きな問題となっていました。

日本の児童福祉の推移を振り返る（2）

戦後から2000年に至る日本の児童福祉の特徴として、厚生労働省としては、施設養育や里親養育を、どのような子どもに活用すべきかについて、2011（平成23）年まで、役割分担を明確にしてこなかった。その結果、施設養育が主流となる歴史が戦後から現在に至るまで続いたと言えます。

もう一つ、子どもの保護は基本的には都道府県の業務であり、市区町村は関与していませんでした。裁判所の関与もほとんどなかった。児童相談所の子どもを保護して施設に措置する業務の担当は、多くは行政事務職になっていて、英米のように児童ソーシャルワーカーなどの専門職はほとんど発展していませんでした。これらの特徴は、2000年前後だけでなく、今に至るまで続いている問題もあります。日本の里親委託率は、戦後すぐは20%ほどありましたが、その後10%以下でずっと経過してきました。基本的に日本の社会的養護は施設ケアが中心でした。

イギリスの児童福祉の始まり

では他の国ではどうなのでしょうか。参考までにイギリスの児童福祉の始まりについて、京都府立大学名誉教授の津崎哲雄先生のご著書から引用いたします。

イギリスにおいては1948年の児童法において「里親委託が施設ケアよりも優先する」ということが明記されました。日本よりも70年早いです。児童法を実現するため、ふさわしい里親を探して指導できるように、年間60人のソーシャルワーカーのトレーニングコースが作られました。1971年までに4,500人がトレーニングを受けて輩出されました。

児童ソーシャルワーカーは、専門職協会（Association of Child Welfare Officers）を設立して専門職化を目指してきました。これ

がイギリスの児童ソーシャルワークのチャイルドプロテクションの大きな流れになっています。

日本の児童福祉の推移を振り返る（3）

日本の社会的養護は施設ケアが中心で、児童相談所には専門性を持った児童ソーシャルワーカーが少ないとという状況のまま、2000（平成12）年には「児童虐待防止法」が制定され、児童相談所を含めた通告システムが法定化されました。親の同意がなくても保護することになりました。

2004（平成16）年の児童福祉法改正では、市区町村に児童虐待の通告窓口が置かれ、要保護児童対策地域協議会が法定化されました。しかし、それを担う人材の養成や配置が伴わないまま始まってしまいました。虐待通告に追われて、家庭復帰に向けての取り組みが後回しとなり、家庭復帰ができずに施設入所期間が長期化していました。市区町村においても十分な人材が置かれなかつたために在宅支援も少ない状況でした。

2000年前後の児童福祉システム

社会的養護については、施設職員の低い配置基準、職員の専門性の問題がありました。登録された里親はいても、里親を支援する体制が非常に脆弱でした。結果的に社会的養護の9割以上が大規模施設に長期入所している状態でした。

ニーズとサポート・ケアの大きなギャップ

保護される子どもの受け皿が整わないまま児童虐待防止法ができる、通告数が増えていったということが、今に至る背景です。虐待通告の件数に対して十分なケアやサポートができなかった。ここに大変大きなギャップがありました。そのため、その後虐待死、施設内虐待、里親の疲弊や不調などが発生しました。大人になった子ども達へのサポートがないため、虐待の連鎖

が続くという事態も発生しました。行政職員や施設職員、里親のバーンアウトといった問題も発生します。

問題は山積み「笑顔になれないえがお館」

私が児童相談所長になったのは、2000（平成12）年に児童虐待防止法が制定された3年後です。こうした不十分な体制の中で児童虐待防止法ができたことをあまり知らないまま、福岡市こども総合相談センター『えがお館』の所長に就任しました。問題は山積みで、職員は疲弊しており、多くの人が早く異動したいと思っていました。『えがお館』という名称の施設なのに「笑顔になれないえがお館」と言われていました。

※編集注：福岡市にあるこども総合相談センター「えがお館」…0歳から20歳までの子どもや保護者を対象に、保健・福祉・教育分野から総合的・専門的な相談・支援を行う。

児童相談所や区役所の体制は脆弱でした。本来、専門性を持って子どもの保護またはその後の支援を行うべき児童福祉司は、ほとんどが行政事務職でした。区役所には、非常勤職員しか配置されておらず、十分な在宅支援は望めません。子どものケアニーズに即した社会的養護の体制になかったことも、大きな問題でした。

その中で虐待死亡事件や施設内虐待、子ども間の暴力事件などが次々と起こり、体制の改革よりも今日の前で起きていることに追われる日々が続きました。

子どものケアニーズに適合しない社会的養護

多くの子どもが、定員90人とか、120人といった大規模施設に入所していました。乳児院も2か所ありました。0～1歳の赤ちゃんにとって20人や40人は大規模施設です。一時保護所も大規模で30人だったところに、増員して40人となりました。初めて保護される子ども

にとって大人数の集団生活は非常にストレスの多い環境だったと思います。

一方で新規に登録される里親は少なく、従つて里親に委託される子どもも少ないと実態でした。里親担当の専門の職員を1名置いていましたが、充分なことはできませんでした。児童福祉のほとんどが行政事務職ですから、里親委託ケースを持った経験の職員は非常に少なかったのです。

2003～2004年頃の里親委託率は6.9%でした。大規模施設の乳児院、児童養護施設でケアされてきた子ども達がどうなっていったのか、児童相談所長を務める中で目の当たりにしてきました。

その結果、何が発生したのか

所長になって数年目から、施設の中できまざまな問題行動を起こす子どもが見えてきました。その子ども達をつぶさに見ていくと、突然そのような問題が起きるのではなく、背景に「アタッチメントの形成不全」という問題があることがわかつてきました。

本来、虐待やネグレクトといった問題がある場合、一対一の個別のケアによって安定したアタッチメントを形成する必要がありますが、集団養育のため、それが十分できないまま思春期青年期に入り、問題行動が起きてしまう。

施設の中で問題を起こす子どもたちと対峙しながら「アタッチメント形成が必要な乳幼児には、大規模な集団養育ではなく、一対一の里親委託が必要、子どもに里親養育のチャンスを届けたい」という思いが福岡市の児童相談所の職員に芽生えてきました。

当時は今のような里親委託率の数値目標があったわけではなく、純粋に「子どものために里親を見つけたい、里親家庭で育てたい」という思いからスタートしました。

その頃私は、小児科医の坂本雅子先生（元福岡市助役、えがお館名誉館長）とよく話をしました。精神科医である私も小児科医の坂本先生も「赤ちゃんがこんなに多く施設に入っていて里親委託されていないということを知らなかつた。小児科の教科書にも載っていなかつた」と私も児童相談所長になるまで、日本の社会的養護の状況、アタッチメント形成が必要な多くの赤ちゃんが乳児院で集団養育を受けている事態を知らなかつたことを恥ずかしく思いました。

市民参加型里親普及事業

「新しい絆プロジェクト」

その頃、坂本先生はカナダに視察に行かれました。カナダでは市民団体が里親制度の普及啓発に取り組んでいることを学び、「これを福岡市でもやりましょう」と言われました。

当時の福岡市には里親制度に詳しい市民団体などではなく、里親に関連する団体は大阪の家庭養護推進協議会しか知りませんでした。それもどちらかというと養子縁組です。私はそんなことができるのか疑問でしたが、坂本先生の「福岡にもそういう団体があります。やってみましょう！」というバイタリティに押されて始まりました。

児童相談所の職員だけが、自分達だけで考えて悩んでいても仕方がない。もっと多く社会に広く知ってもらおうと。その中から新たな里親が見つかってほしいという期待がありました。

そのようにして2005（平成17）年から始まったのが市民参加型の里親普及事業「新しい絆プロジェクト」、行政とNPOによる共働の普及啓発です。年2回のフォーラムと年十数回の出前講座、地元のメディアも活用して取り上げてもらうということになりました。その後、フォーラムは30回以上開催し、今でも続いています。全国の大学の先生、ベテランの里親さん、NPOの方や海外の講師を招いたり、元里子さん

にお話しいただいたり、幅広く全国津々浦々、米国やイギリスからも外国の方にも来ていただきました。

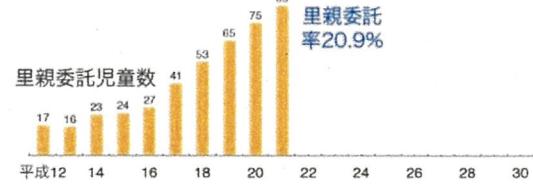
また、福岡市の里親および里子さんにも経験談を語っていただきました。これは私も含めて福岡市の児童相談所職員、里親、区役所の職員、施設職員等多くの関係者にとって非常に多くのことを学ぶ場でした。またその中で理念であるとか里親制度の進め方について共有する場であったと思います。

福岡市における里親委託の推移

このような「新しい絆フォーラム」を年に2回行っていくことで、フォスターケア（里親制度）を市民に広げていきました。児童相談所だけでは限界があったのを、NPOのネットワーク力を活用して里親制度が知られていきましたし、その中で里親登録数が増えていったと思います。同時に里親委託になる子どもも増加していました。

福岡市における里親委託の推移

- 「新しい絆」事業：里親制度の市民への広がり
行政単独では実現困難 → NPOのネットワークの力によって、里親登録数が増え、里親委託となる子どもも増加



2005（平成17）年から始まり、2009（平成21）年には里親委託児童数は3倍ほどまでに増えていました。

社会に知ってもらうというのは非常に大事だったと思いますが、それを児童相談所だけでな

くNPOと一緒にやっていたということが福岡市の取り組みの特長だったと思います。

初めから全員が「乳幼児はアタッチメント形成が必要、だから里親委託が重要である」と思っていたわけではありません。子どもが里親家庭で育つ様子を職員一人ひとりが見ることで「こんなに変わるのは」ということを実感し、意識が変わっていきました。

厚労省から里親委託の推進をするよう言われたわけでも、里親委託率の目標が示されていたわけでも、児童相談所の所長の「鶴の一声」があったわけでもなく、「子どもの育ちにとって里親委託・里親制度が重要なのだ」と職員に実感してもらえたことが、とても大きな要因になっていました。

里親委託の子どもが増えていくと、里親を支援する体制も必要となり、十分な専門性や経験が必要になります。1948年のイギリスと同様に、専門のソーシャルワーカーが多数必要になってくるのです。

そこで福岡市は「里親係」という専任の係を作り、そこに心理職・福祉職・保育士など多様な職種を配置していきました。係長一人に加え、常勤職員、会計年度職員と、7人体制を徐々に作って行ったわけです。

このように行政がNPOと共に普及啓発をして職員の意識も変わり、また、児童相談所の中でも里親支援体制も整えていくと同時に、さまざまなソーシャルアクションが発生してきます。私が「こういうことをしてください」と言わざとも、それぞれの団体が自由に様々な発想でやってきました。これができたのは、福岡市だからなのか、他の地域でも起こり得ることなのか分かりませんが、すごいことだったと思います。

2009（平成21）年、福岡市に「（特）SOS子どもの村JAPAN」（以下「子どもの村」）が開設しました。また、里親会もさまざまな活動を

始めるようになりました。児童家庭支援センターも里親支援に取り組むようになりました。同時に色々なマスコミが取材に来る、研究者が視察に来る、外国人の来客もありました。福岡市というエリアにさまざまな活動、交流や出会いが生まれていきました。

ソーシャルアクション：多様な展開

いくつか紹介します。子どもの村は、積極的に多様な活動を始めていくのですが、その一つが、「国連子どもの代替養育に関するガイドライン」の翻訳・出版です。この翻訳を子どもの村が行ったことは、福岡市にとって非常にインパクトがありました。

本書には国際的なスタンダードが書かれており、いかに日本や福岡市が遅れているかということを感じていくというプロセスがあったと思います。

その後、子どもの村は「フォースタリングセンター・プログラム」を導入しました。上鹿渡和宏先生が福岡市に注目されて、イギリスのプログラムをまず福岡市で始めることになったのでした。

多様な取り組みを福岡市で展開していただくのは、児童相談所長としてはとてもありがたいことです。そのうちに子どもの村は「子どもショートステイ」を福岡市で展開すべく、さまざまなプロジェクトを始めました。

福岡市里親会もさまざまな取り組みをしました。例えば2013（平成25）年に開催したキャンプ。これは子どものためだけでなく、里親がリフレッシュするためのキャンプです。その後も続けていますが、とても良いイベントです。たくさんのボランティアに子どもをみてもらっている間に、里親はキャンプ場でゆっくり過ごすことができます。

また「おむすび会」という特別養子縁組の養親のグループがあり、年3回から5回ほど特別

養子縁組が成立した家庭を繋ぐ会を開催されています。これには施設の里親支援相談員も協力し、本当に良い会だなと思っています。私は参加する機会がないまま退職してしまったのが残念なのですが。

ホームページには養親さんの様子が載っています。とてもよい文章で、読んでいるうちにホロリとします。里親会が独自のキャンプをしたりホームページを作って発信したりするなど、アクティブに活動しているのはすごいと思います。勢いは止まらず、とうとう先々月、全国里親大会まで開催しました。

このように里親会ではさまざまな新しいことに取り組んでおり、里親会の間でモッキンバードバードファミリーモデルの話も出るなど、現在もチャレンジが続いているです。

※編集注：モッキンバードバードファミリーモデル…アメリカのNPOが開発した里親家庭支援プログラム。

また、NHKが里親啓発のDVD制作の取材で福岡市に来てくれました。これに関連したシンポジウムを福岡市内で開催し、タレントのサヘル・ローズさんにもお越しいただきました。

平成20（2008）年にはオックスフォード大学のマイクさんが来日され、博士論文の研究テーマで半年間滞在されました。マイクさんとのディスカッションは有意義かつ刺激的でした。

フォスターケアの発展の仕方は、それぞれの都道府県によって異なると思いますが、児童相談所だけ、特定のNPOだけではなく、多様なアクションがあって、その中でユニークな発想が出てきたことが、フォスターケアの発展に役立ってきたと振り返ります。

こうした動きがありながらも平成24（2012）年から4年間、里親委託児童数が増えず、委託率は33%で止まってしまいました。

5～6年前になりますが、日本財団からお招き頂いてロンドンに研修に行きました。研修の

一環で、オックスフォードの方々のお話を聞きました。オックスフォードでは児童相談所の里親係と民間の里親機関があるという話をしていました。

それまで文献は読んでいましたが、実際に現地の人々にお話を聞きすると、専門性の高いフォースタリング業務を行政も民間も担っていることがよくわかりました。オックスフォードの公務員の方々は、民間のフォースタリング機関に一定のリスクを持つつつ、自分たちも頑張っているという自負心をお持ちです。行政と民間が切磋琢磨している姿が印象的でした。

国内で最初の民間フォースタリング機関の導入

国内でもフォースタリング機関が広がっていると思いますが、それぞれの自治体のやり方があり、全面的にフォースタリング機関に委託をするという都道府県もあると思います。

一方、福岡市は児童相談所と民間のフォースタリング業務をそれぞれ両方残し、お互い情報交換し、切磋琢磨しながら発展させていく方法を取りました。

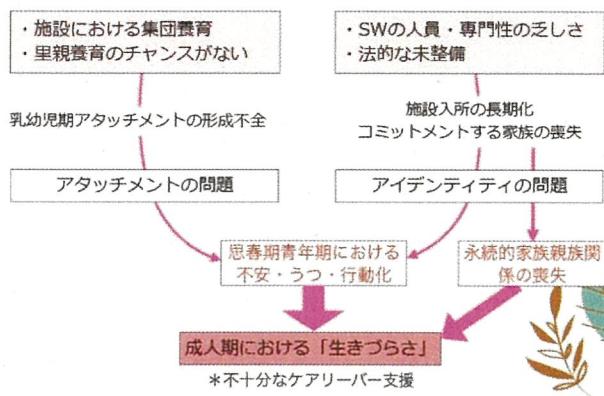
それが平成28（2016）年から始まった民間フォースタリング機関「（特）キーアセット」の導入です。キーアセットはロンドンに本部を置く機関で、フォースタリング機関としてのノウハウを充分持っています。日本の、福岡市の児童相談所における里親業務とは質が異なっているところがあり、リクルートの仕方、研修、里親委託後の支援についても専門性が高いものです。キーアセットの手法に学びながら、福岡市児童相談所の里親業務も改善、変更していくことができました。

ソーシャルアクション、民間フォースタリング機関を導入しつつ、福岡市内のフォスターケアの内容は深まり、広まっていきました。

パーマネンシー保障を意識した取り組み

(家庭養育推進において) もう一つ大切なことは、パーマネンシー保障を意識した取り組みであるということです。思春期・青年期における不安・うつ・行動化は、一対一の個別のケアが必要であるにも関わらず、集団養育のためにアタッチメント(愛着)形成ができないまま起こる経路だけでなく、もう一つの経路があることに徐々に気づきました。以下の図の右側の経路です。

その結果、何が発生したのか



施設に長く入所するということが、子どもの精神状態、情緒的な安定さに影響を及ぼす、その後の人生にも大きな影響を及ぼすということがだんだんとわかるようになってきました。

福岡市のみならず、全国的な児童相談所のソーシャルワーカーが少ない・専門性が乏しいためにより早い段階での家庭復帰が進まず、養子縁組も進みませんでした。こうした法制度の未整備に基づく、施設入所の長期化という問題です。施設入所が長期化していくと、家族がコミットメントする機会が減り、そして、深く関わる親族や家族が少なくなります。面会や外泊などを通して交流することがなくなり、子どもだけが施設に取り残される事態となります。

そうなると子どもは「なぜ自分は施設にいるのか、どうなったら施設から家庭に戻っていいのか、自分の親はどうしているのか、自分にはきょうだいはいるのか」というようなことを

知らされないまま、アイデンティティの問題を抱え、情緒的に不安定になっていきます。

児童相談所の職員も施設の職員も子どもに十分に説明できないまま、思春期を迎える、情緒的な問題を表してくるようになりました。

永続的な家族親族関係を失ったまま成人になっていく方々も大勢います。このような方々に対する支援もない中で、大人になっていった彼らは大変な生きづらさを抱えながら、その後の人生を送ることになりました。永続的な家族親族関係を早い段階で保障することが重要なのだということに我々は気付き始めました。

詳しいことは 2017 (平成 29) 年に私が編集発行した『児童相談所改革と協働の道のり—子どもの権利を中心とした福岡市モデル』に記されていますが、ある青年のストーリーをご紹介します。

青年は

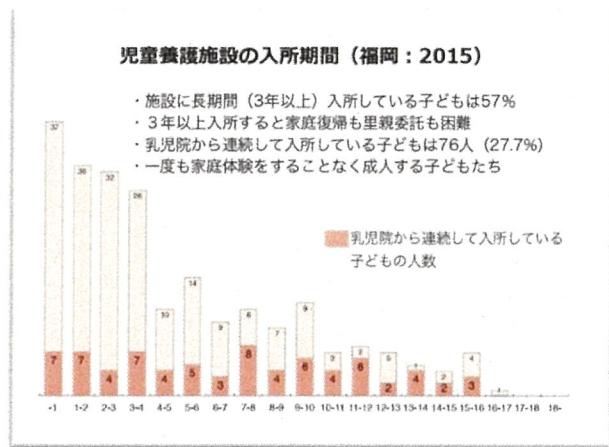
「お前らのせいで俺は一匹狼なんじゃ」と言いました。

赤ちゃんのときに児童養護施設に入所して、16歳で高校生を中退して施設を出るまでに、彼は「母親」や「家族」というものを知らずに過ごしました。施設を出たとき、頼る家族も親族もいない、一匹狼になってしまったというご自身の境遇を、生活保護課のケースワーカーにぶつけました。施設に長期入所するということは、このような事態を生んでしまうということを、我々は突き付けられたのです。

児童養護施設の入所期間

福岡市において児童養護施設に入所している子どもの調査をしたところ、3年以上入所している子どもは 57%でした。調査を進めるうちに、入所が3年以上になると、家族との面会交流も減り、家庭に居場所がなくなり、その後家庭復

帰も、そして、里親委託も困難になることがわかつてきました。



乳児院から連続して入所している子どもは76人で、全体の27%もいました。特に乳児院から連続して何年も経つと、家庭復帰も里親委託の可能性も減ってきます。

一度も家庭での体験をすることなく大人になっていく子どもがたくさんいることを、客観的な数字で目の当たりにすることになりました。

早期パーマネンシー保障への取り組み

児童相談所は、子どもの福祉のため、子どもの幸せのために虐待環境から子どもを救い出し、施設や里親に措置してきました。しかし、その後の十分な家庭復帰や家族との交流を保障しなかった場合、以上のようなことが起きてきます。後になってから家族や親族の交流を進めてなかなか上手くかないわけです。

そこで、最初の段階から、措置したその日からパーマネンシー保障を意識したケースワークを行う、という取り組みを2016（平成28）年から始めました。

家庭移行支援係を設置し、3年以上入所をしている子どもを対象にケースワークを行い、家庭復帰または親族を探してそこに帰れるように進めてきました。養子縁組に移行できる可能性

がある場合は、遠方まで出かけて実親に同意を取りに行くこともありました。

また、長期入所にならないように、新たに措置された子どもには、家族との交流が途絶えないよう積極的にケースワークを行いました。令和2（2020）年、民法が改正されたので、特別養子縁組がふさわしい場合は、改正民法を活用して積極的に児童相談所長による申し立ても行ってきました。

ただ里親家庭に長期に委託している子どもについては、私が在職中には取り組みができませんでした。今後福岡市では、長期に里親家庭にいる子どもに対しても、早期パーマネンシー保障をしていく予定と聞いています。

長期入所の子どものケースワークを進めていくためには、在宅支援も重要になってきます。さまざまな在宅支援のプログラムを児童家庭支援センターに事業委託したり、NPOを活用した子どもへの支援プログラムを作っていたり、里親ショートステイを始めたりしました。あるいは母子生活支援施設における「産前産後母子支援事業」のように、そもそも初めから分離にならないようなサービスの提供を児童相談所だけではなく、本庁の児童福祉主管課とも協働しながら進めてきました。

また、本年度からはそもそも分離に至らないように、家庭が維持されるような取り組みとして、区役所における支援型ソーシャルワークを本格的に実施しています。

早期パーマネンシー保障を始めて約5年の結果がこの図です。（※次ページ）

2015（平成27）年、里親委託率は33.3%ですが、2019（令和元）年には52.5%まで、わずか4年間で20%増加しました。里親家庭に委託された子どもは40人です。乳児院・児童養護施設への入所は117人減っています。ですから里親委託の子どもが増えたから委託率が20ボ

イント上がったのではなくて、そもそも施設や乳児院に入所している子どもが少なくなりました。要するに委託率の分母の部分が小さくなつたために、委託率が5割を超える数値になったわけです。



117人減少した子ども達はどこに行ったのでしょうか。里親家庭に行った子もいますが、多くは実親家庭の元に戻り、あるいは親族の家庭に移り、また少ないですが特別養子縁組になった子ども達もいます。

このようにパーマネンシー保障と里親委託推進を進めていく。どちらも家庭養育推進なのですが、この両方が重要であることを経験してきました。

民間フォースタリング機関を導入して5年。パーマネンシー保障を意識したケースワーカー家庭養護支援を導入して5年。その結果が令和元(2019)年度の里親委託率52.5%です。令和2(2020)年度には里親委託率は56.9%。乳幼児里親委託率が75%に至りました。

当初から数値を目指したわけではなく、社会的養護が必要な子どもに家庭を保障したいという取り組みが、また、より早い段階でパーマネンシー保障を進めていくことを重視した取り組みが、里親委託率56.9%になったのだと思います。

福岡市の家庭養育推進の道のりと課題

私が児童相談所長を務めた18年間をお伝えしました。この道のりを振り返ると、考え方やアクションの原点にあったのは子どもや当事者の「思い」や「声」だったと思います。

社会的養護の当事者は、上手く意見を表明できないこともあります。子どもを担当するケースワーカーや心理士が子どもの思いを代弁する形で「子どもには家庭が必要なのだ」ということを皆が共有していくことができました。職員たちは、早期パーマネンシー、永続的に安心や安全な家族を保障したいと強く思うようになった。

ただ、それだけでは社会全体の理解に広げることは難しかったでしょう。「新しい糸フォーラム」のような福岡市内の関係者や関係市民が同じ思いを共有していく仕組みや仕掛けも重要でした。それが様々なアクションとして展開していったのだと思います。

我々は、どうしても従来のやり方や日本のシステムや法律に捉われがちですが、どこかで発想を転換していかないといけない。前例に捉われず、発想や方法を転換するためには、オープンな発想で進めていくことが大事だと思っています。

私は、たまたま精神科医療や精神保健という、従来の児童福祉とは異なった分野から児童相談所長なったからこそ、オープンな発想ができたと思いますし、坂本雅子先生も小児科医でいらしたことが、オープンな発想につながったと思います。前例にとらわれないオープンな発想があることで、国内の他の自治体や諸外国、研究者や経験者に学ぶことができ、大学の研究者や民間機関の協働も進めていけたと思っています。

よく「外国はキリスト教文化があるから」とか「日本とイギリスやアメリカは違う」と言われますが、異なる文化であっても、その中に共通する部分もあり、学べるところは学んでいくことが大事だと思います。国内で他の都道府県

に学ぶように、他国のいいところを学んでいく。同時に、他国で失敗したことや間違った方向に進んでしまったことなども学びながら同じ過ちを繰り返さないようにする。早い段階で気づいて次の方向に向かうことも重要です。

子どもに安心・安全な家庭を届けたい、パーマネンシー保障を進めたいと願っても、実現するのはなかなか難しい。子どもの家庭養育推進のためには、児童相談所・市区町村・児童家庭支援センターこの三つの機関のソーシャルワークの専門性が重要だと思います。

子どもを担当するケースワーカーがどのような発想をし、どのようにケースワークを行い、どのような目標を持ち、子どもや保護者の意見をしっかりと聴き、援助方針を出していくのか、ということが重要です。早期パーマネンシー保障のために、家庭復帰をどのように、養子縁組をどのように進めていくのか、というソーシャルワークの専門性も非常に重要です。

児童相談所の里親部門とフォースタлинク機関の専門性がベースにあり、その上にプラスして里親、ファミリーホームのケア力が高まっていくような研修だとか日々の支援も重要と思っています。

また、施設職員のケア力もとても重要です。子どもの家庭養育を進めていくには、委託先の里親が見つかり、里親支援をして、里親のケア力がついていくだけで進んでいくとは思えない。一時保護所・児童養護施設や児童自立支援施設などさまざまな施設が、子どもの非常に難しい問題行動とか行動化に対して、しっかりとケアができるような、そういう施設職員のケア力も重要だと思っています。

できれば短期間でケアができて、その後また家庭に帰っていく。実親に戻ることもあれば里親家庭に戻こともあります。里親のフォースターケアと施設ケアとがうまく協働しながら子どもが、永続的な家庭で暮らせる目標に向けて共

に連携して協働していくことがとっても重要です。

以上、福岡市家庭養育推進の道のりであり、同時に課題でもあります。フォースタлинク機関の専門性、児童相談所・市区町村ソーシャルワークの専門性、または里親・ファミリーホームと施設との連携協働はまだまだゴールに至ってはいません。今後どのように進めていくのか重要な課題です。

また、首長のリーダーシップはとても重要です。福岡市においては高島市長のリーダーシップが我々の大きな後押しになっていました。同時に市議会でも、度々里親制度について質問をして頂きまして、それも後押しになりました。

さらに、メディアも里親養育についてポジティブな報道をしていただいたことも大きな факторだと思っています。

以上 18 年間を駆け足で説明してまいりました。ご清聴ありがとうございました。

■参加者より質問

高橋：藤林先生ありがとうございました。ご質問をいただきしておりますので、順次ご回答をお願いします。まず「里親ショートステイについて教えてください」とのご質問です。

藤林：里親ショートステイは私が退職してから進めています。里親ショートステイは子どもの村、九州大学の田北雅裕先生の「みんなで里親プロジェクト」がきっかけです。里親ショートステイは、行政が最初に思いついたのではなく、民間や大学などが思いついたということが重要です。

実際にモデル事業として福岡市の西区と子どもの村が協働して、ショートステイ専用の里親さんのリクルート、相談会、登録という流れができました。

そのうちに厚労省も里親をショートステイ先に認めるようになってきました。重要なのはショートステイ専用の里親と実際にそれを必要とする家庭のマッチングです。それを子どもの村児童家庭支援センターがマッチングしたというところも良かったと思います。

子どもにとっては、遠くの施設ではなく、ショートステイ先は身近な家庭です。保護者のレスパイトケア目的で顔なじみのショートステイ里親に行ける、というのはとても安心なことだと思います。

全国の自治体の中には、児童養護施設や乳児院がないところもありますが、ショートステイの専門の里親がいることによって、子どもが遠くの施設に行かなくても、身近な地域で安心して過ごせることは意味がありますし、保護者の方も安心されるのではないかと思います。現在私が勤務している「西日本こども研修センターあかし」のすぐ裏に明石の児童相談所があります。明石でもショートステイ里親を実施されており、先日の福岡市の里親フォーラムには明石市の方にも参加していただき、明石市と福岡市のショートステイ里親同士の交流もありました。今後も広がっていくとよいと思います。

高橋：ありがとうございます。続きまして「三重県では里親登録数が増えていますが委託率が伸び悩んでいます。里親委託の推進にあたって施設との調整はどのようになさいましたか？未委託里親の状況や活用方法なども教えてください」という質問です。

藤林：未委託里親の中には、マッチングがうまくいかないまま年月が経っている方もいらっしゃいます。

そういう方には一時保護委託や短期間の里親委託を打診しています。最初から長期の委託は里親も児童相談所の方も不安なところがあります

す。長期になればなるほど、子どももさまざまな行動を表しますので、それに対応できるかどうか、里親の強みも弱みもわからないので、まずは一時保護委託のような短期間の里親養育を経験していただきながら、児童相談所と養育里親とが相互理解を深めていく中で、長期養育をお願いする、と段階を踏む必要性もあります。

もう一つは先にも述べましたが、児童相談所職員が「里親養育が必要である」という意識を持つことが重要です。福岡市では「乳幼児は原則里親」と、皆が思っています。例えば産婦人科で赤ちゃんが生まれ、実の親御さんは色々な事情があって養育できない場合、ほぼ養育里親で、乳児院という発想はありません。

「思春期で問題行動を示している子を受け入れる施設がないから里親にお願いする」という考え方ではなく、なるべく乳幼児から里親養育を優先して進めていくということを進めて欲しいですね。そのほうが不調のリスクも少ないのでし、養育里親もやりがいを感じていただけると思います。

施設との調整についてですが、児童養護施設・乳児院も里親養育の重要性を長い年月の中でお互い理解しあっているので、特に何のストレスもなく「この子は短期間での家庭復帰が難しいので、この年齢であれば養育里親、あるいは養子縁組前提の里親委託をしましょう」ということが円滑に合意できるようになってきたと思います。

高橋：「養育里親・ファミリーホームからのパートナーシー保障はどのような形がありますか？」というご質問です。

藤林：これについては、私が実践できないまま退職してしまいました。このご質問に対するしっかりとした答えは、数年後に私の後任の児童相談所長がするのではないかと期待しています。

里親家庭に長期委託して18歳や20歳で措置解除してその後の人生が円滑に進んでいくという方も確かに大勢いらっしゃいます。

一方で、実親との交流が乏しくなったり、措置解除後に実親との交流が完全に途絶えてしまったりしている子どもの場合、もっと早い段階、里親委託中に実親や親族との交流を進めておけば帰ることができたかもしれないという子どももいます。

また、里親委託が長期化することで里親との関係が円滑にいく子もありますが、長期の委託の中で思春期年齢にとても不安定になるケースもあります。

そう考えると、里親家庭の子どもにおいても実親や親族家庭との交流を行い、可能であれば、家庭復帰を積極的に進めていくことも大事です。施設に長期入所をしている子どもに対して、早期パーマネンシー保障と同じように里親家庭にいる子どもにもパーマネンシー保障が必要だと思います。

里親家庭にいて実親も親族もいない方については、養子縁組という選択肢も重要な要素になります。その場合に、現在委託されている里親との養子縁組ができるのか。できないのであれば養子縁組ができる養親を探すという選択肢もあると思っています。

ただ難しいのは、長期里親委託をしている子どもが、パーマネンシー保障の考え方の上で実親との交流を再開するとか、家庭復帰を進めるとなると、それぞれが悩みを抱えます。

子どもさんはやっと見つかった実親家庭に帰れるかもしれない。でも不安である。外泊して帰ってくる。里親がどう思っているのか気になる。里親も理屈の上では実親の元に帰るのは望ましいと思いながらも、本当にこの実親で大丈夫だろうか、あるいは子どもが実親の方に気持ちが移っていくことに対する寂しさ、または実

際に家庭復帰が目前になってくると様々な感情が湧き起こってきます。

実親も同じです。今まで里親にお願いしてきた手前、里親に対する負い目があつたり、子どもが帰ってくることに対する喜びもあれば不安もあつたりする。実親、里親、子ども、それが家庭復帰に至るにあたってさまざまな感情の揺れがあります。

これは世界共通の課題です。この揺れをどのように解決していくのか、非常に難しい課題です。一つひとつ丁寧に子どもの気持ちや意見を聞いて進めていくことが大事で、一気に進めていくものではないと思います。

高橋：私からもお聞きいたします。藤林先生は15年かけて家庭養育を推進し、特に小さな子どもを家庭で育てることを中心に取り組まれ、委託率も75%となりましたが、他の自治体がこれから5年ほどでそこまで行こうとするなら、どのようにすればよいかアドバイスお願いします。もう一つ、児童相談所とキーアセットでそれぞれフォスターング業務をなさっていますが、どのようにすみ分けをなさっているかということ。キーアセットはいわゆる包括的なフォスターング業務をなさっていると思いますが、包括的であることが重要なのかどうか。そうではない自治体もあると思いますので、その辺りのお考えがあればお聞かせください。

藤林：5年で同じようなことを達成するためには、私が最後の方にまとめたような一つひとつのポイントを意識しながら進めてくださることかなと思います。

一つは児童相談所の職員の意識の変革です。「子どもが家庭で暮らすことは子どもの権利なのだ、どんな子どもであってもそうなのだ」ということを理屈ではなく、誰かが言ったからで

もなく、職員自らが本当にそうだと実感していただくことが原点だと思っています。

問題行動がある場合、里親家庭は難しいと思いますが、そうでない場合は里親を探す。実親への家庭復帰がすぐには難しいなら、小学校4年生でも高校1年生でも、里親を探すわけです。

そうなると、先ほどの未委託里親は存在しないのです。福岡市では、即戦力になるような里親さんが登録されると、児童相談所の職員の間で取り合いになりますね。児童相談所所長としてこの取り合いになる支援会議が苦しくて、公平に判断しなくてはいけないわけですが、なかなか難しかったりします。

それぐらい「子どもにとって家庭で暮らす権利を保障したい。この子どもにマッチするいい里親さんを見つけたい」という思いを児童相談所職員が持つて取り組むことが一番重要です。

2番目が社会全体の理解です。そしてもう一つは専門性です。児童相談所職員のケースワークの専門性も同時に必要ですが、フォスターイング機関、あるいは児童相談所内部の里親係に従事する職員の専門性はとても重要です。

そのためにはさまざまな学ぶ機会を活かして、高い里親ソーシャルワークを身につけていただけたらと思いますし、フォスターイング機関の皆さん方も高いソーシャルワークの専門性を身につけてほしいと思います。

公的な児童相談所の里親業務と民間フォスターイング機関とのすみ分けについて。当初は「乳幼児はキーアセット、それ以外は児童相談所」と分けていましたが、途中から年齢での分け方もなくなり、それぞれが独自に里親リクルートをしています。

キーアセットは独自の手法で街へどんどん出かけて行って登録を進めています。児童相談所の方は口コミなどで集めてきます。すみ分けというより、それぞれが開拓して養育里親候補者の方に責任をもってアセスメントをして、登

録して支援をしていくようになりました。キーアセットと児童相談所の里親係という2つのラインがお互いに意見交換したり、少しライバル視したりしながら高め合っていくことが大事だと私は思っています。

リクルートからアセスメント研修、その後の支援、場合によっては措置解除後のアフターケアも含めて包括的であることで、フォスターイングケアの専門性が高まっていきます。高い専門性を持った里親業務を行う機関が、民間と自治体と二つのラインがある。こんな望ましいことはない。誰にとって望ましいのか、それは子どもにとって望ましいわけです。児童相談所の里親係だけでは決して見つからない里親もいたり、または十分なケアをできない里親もいたりしますが、もう一つのラインである民間機関があることによって、また別のタイプの里親さんが見つかるかもしれないし、別のサポートができるかもしれません。

さまざまなタイプの方が里親登録されていくことで、子どもによってうまくマッチングした里親さんが見つかる。これは子どもにとって望ましく、重要なことです。

高橋：本日は貴重なアドバイスをありがとうございました。

取扱注意

資料4

令和6年6月2日(日)～4日(火) 家庭養育推進自治体モデル事業
早稲田大学社会的養育研究所 モデル自治体プロジェクト研修交流会
家庭養育推進自治体モデルプロジェクトの意義と課題
～3歳未満里親委託率75%と在宅家庭支援への挑戦～

大分県の取組



大分県福祉保健部こども・家庭支援課
課長補佐 中村 康一

1 児童相談所について

<県全体:18市町村>

総人口 1,096,235人
うち、児童人口 157,278人
虐待対応件数 1,786件

<中津児童相談所:4市>

総人口(19.5%) 213,901人
⇒児童人口(20.0%) 31,472人
虐待対応(24.2%) 433件

<中央児童相談所:14市町村>

総人口(80.5%) 882,334人
⇒児童人口(80.0%) 125,806人
虐待対応(75.8%) 1,353件
(併設)一時保護所 194件

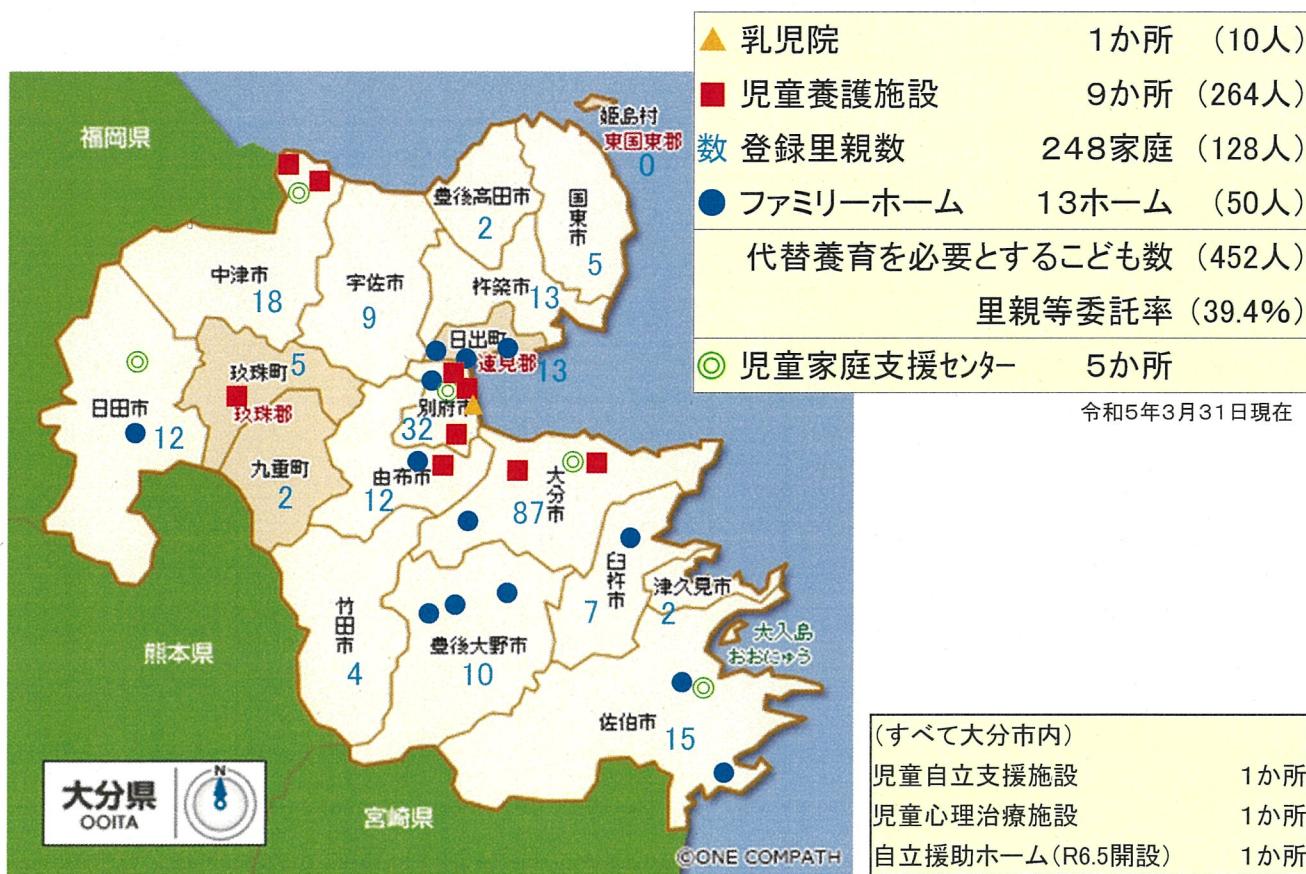
<うち、城崎分室:大分市>

総人口(43.1%) 472,606人
⇒児童人口(47.2%) 74,194人
虐待対応(44.5%) 794件

人口:令和5年10月1日現在(大分県人口統計)
件数:令和4年度(福祉行政報告例)



2 代替養育資源について



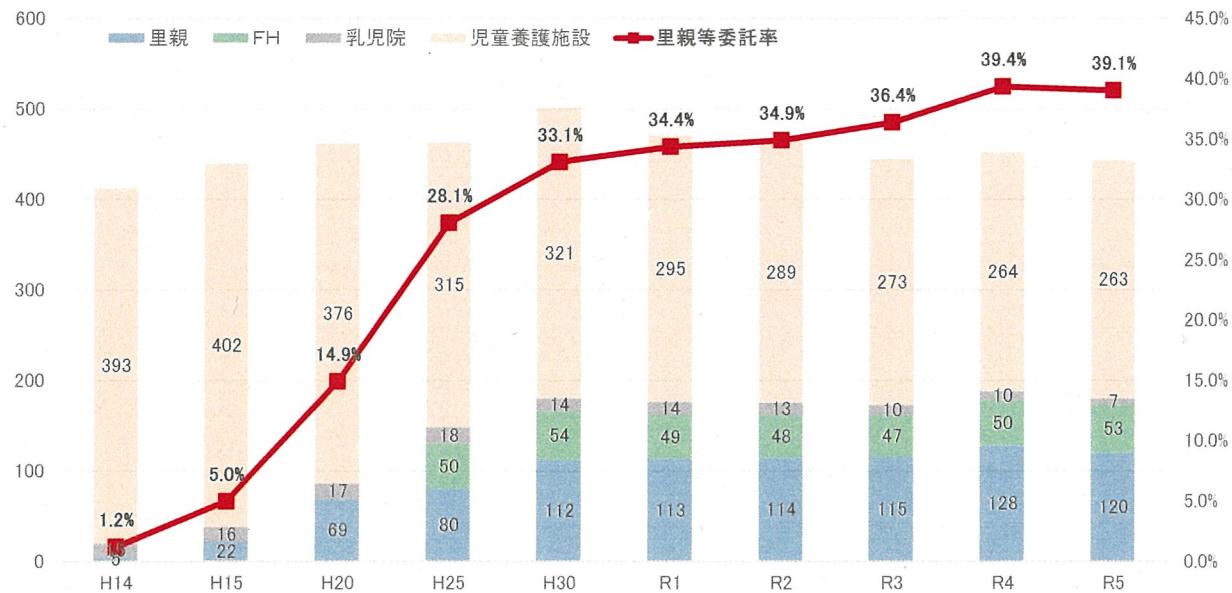
3 各種取組みについて

児童相談援助業務	①児童福祉司の増員 (R5:69名→R6:78名) ※「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」どおりに組織強化 ②市町村要対協実務者会議(例月)に、警察等の関係機関が参画し 情報共有(虐待防止) ③一時保護所の改築(個室化) ※R6年度中に着工予定、政令規準に基づくもの ④里親・措置児童支援課 設置(R3年度組織改正) →R4年度には、こども保護・支援部へ ⑤城崎分室措置児童支援課 設置(R6年度組織改正)
施設の小規模・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換	①乳児院の定員見直し H30:20名→R6:15名(将来的に10~12名へ)、特別養子縁組フォースターリング業務(R6~) ②小規模グループケア(本体施設内+別棟十分園型) H30:28か所(大舎制5か所)→R6:39か所(大舎制ゼロ) ③一時保護専用施設 H30:1か所→R6:4か所 ④その他、里親レスパイトや市町村事業(ショートステイ等)の積極実施
家庭養育推進	★日本財団からの支援による取組の拡充 ・児童家庭支援センターの新規設置(地域偏在のは是正) ・フォースターリング機関の新設、委託可能な里親確保(特に乳幼児) ・(再掲)乳児院の定員見直し、多機能化・機能転換

4 里親等委託について

＜大分県の特徴＞行政主導、里親の「確保」と「支援」の両面から取組を推進

- ① 組織的に推進（専従職員配置、課・班設置による体制強化（常勤10（うち専任7）、非常勤4）
- ② 施設との相互理解・連携（乳児院と児童養護施設に「里親支援専門相談員」配置）
- ③ 市町村との連携（登録里親台帳の共有）
- ④ 里親支援の充実（法定研修に加え、県単独でテーマ別研修会等の実施）
- ⑤ 措置上の特徴（養子縁組にも積極的に取組み⇒大分県医師会の理解と協力）



5 家庭養育推進自治体モデル事業の概要について

日本財団との協定

・令和3年3月17日、「家庭養育推進自治体モデル事業」にかかる協定締結
⇒最大5年間、財政支援（NPO法人等に対する助成で、県への助成なし）

1. 児童家庭支援センター新設（未設置地域に2か所）

- [協定前の課題]
✓ 地域資源が偏在（右図参照）
✓ ショートステイや里親レスパトが利用しにくい（近隣市町に施設等がない地域）



- ・佐伯市に『HOPE』開設（R3.11.30）
・日田市に『陽』開設（R4.3.14）
※預かり（宿泊）機能を持つほか、市町村の「支援対象児童等見守り強化事業」も受託。
※地域支援事業を念頭に、こども食堂の運営や第3の居場所づくり等も展開

3. 乳児院改築と機能転換

- [協定前の課題]
✓ 里親委託の推進で入所児減少
✓ 施設も老朽化（築41年）
✓ 機能転換や多機能化が必要
・特に、多胎児家庭に対する支援、養子縁組支援



- ・改築工事を実施（R5.7着手、R6.3竣工）
・令和6年度：定員15名（→20名、▲5名）
・乳幼児総合支援センターとして機能転換
・養子縁組里親への包括的支援の実施
・民間あっせん機関によるコンサルテーション享受（R5.10～）
・多胎児家庭に対する支援（ショートステイなど）
・地域の要支援家庭等への親子支援（親子室2床）

2. 里親支援専門NPOとの協働

- [協定前の課題]
✓ 委託可能な里親不足（特に乳幼児）
✓ フォスターイング業務の専門ノウハウを持つ民間団体が不在
✓ 乳幼児の緊急一時保護の課題（児相は受け入れ先確保に苦慮）
・一時保護所での保護が困難
・特に、休日夜間ににおいて里親に緊急一時保護委託は困難
→乳幼児を一定期間不安定な状態に置くこととなる
→あわせて、長時間の移動を強いている（乳児院は県内1か所）



- ・フォスターイング専門NPO法人『chieds』創設（リクルート・養成を委託）
・民間手法導入+家庭養護推進員（4市に配置）との連携
募集説明会参加組数は約1.3倍へ
※②70組→③125組→④95組→⑤92組
・（全国初）乳幼児短期緊急里親事業を運用開始（R3.7～）

その他の事業（協定事業以外）

◆施設退所者等関連

- ① ケアリーバー等実態調査（R4）
県独自の実態調査を実施（R2国調査の深掘り）
- ② つながり構築（R4～6）
退所後の相互交流の場（大分市：CONET）を設置・運営
- ③ みらいの福祉施設建築PJ（R6）
大分市旦野原において福祉施設（改修）を核とした地域振興を実施

◆こどもの第三の居場所構築

- ④ しげまさこども食堂（R4～6）
豊後大野市内の小学校低学年を中心に支援
- ⑤ 清淨園（R4～7）
日田・中津両市内において送迎付き夜間養護等を実施

6 日本財団との協定に係る目標値・実績等について

協定書第4条(乙の協力) ※抜粋

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
(1)3歳未満の里親等委託率 (実績)	63% (50.0%)	66% (64.3%)	69% (66.7%)	75%	75%
(2)新規養育里親 登録数 (実績) (新規養子縁組里親登録含む)		毎年15家庭、5年間で75家庭を新規登録			
	(11家庭) (16家庭)	(17家庭) (24家庭)	(11家庭) (18家庭)		

(3)その他の目標については、毎年の事業の進捗により協議して定める

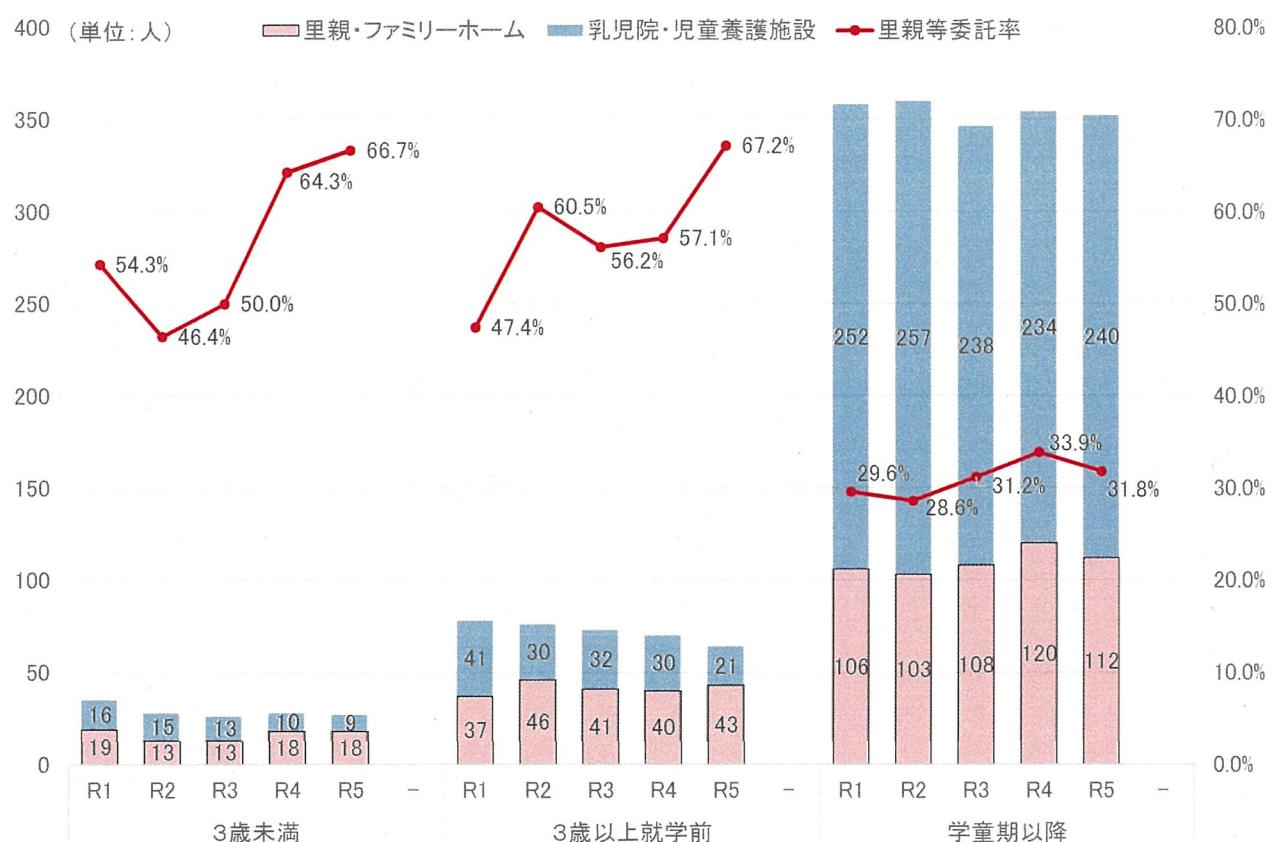
(4)社会的養護を必要とする乳幼児について、まず実親を支援して家庭復帰を試み、それが難しい場合はできる限り速やかに特別養子縁組や長期里親委託を検討するなど、パーマネンシー(永続的な家庭)保障を目標とする。

(5)遺棄児や予期しない若年妊娠等で、支援があっても実親による養育が見込めない場合は、できる限り速やかに特別養子縁組を検討する。

(6)各児童相談所に1名は常勤専属の措置児童を担当する係(家庭移行支援係等)をおく。
※令和6年度に、城崎分室(大分市管轄)にも措置児童支援課を新設(常勤5名)

(7)各児童相談所に1名は常勤専属の里親担当者をおく。

7 年齢区分別里親等委託率の推移について



8 社会的養育推進計画の主な指標について

	実績						見込	目標
	H30	R1	R2	R3	R4	R5		
里親等委託率 (全体)	33.1%	34.4% (+)	34.9% (+)	36.4% (+)	39.4% (+)	39.1% (▲)	40.0%	38.0% 達成見込
里親等委託率 (3歳未満)	51.5%	54.3% (+)	46.4% (▲)	50.0% (+)	64.3% (+)	66.7% (+)	75.0%	75.0% 達成見込
里親登録数	180組 (+)	202組 (+)	223組 (+)	236組 (+)	248組 (+)	218組 (▲)	240組	230組 達成見込
特別養子縁組 成立数	3件 (+)	4件 (+)	8件 (▲)	4件 (▲)	0件 (▲)	6件 (+)	3件	10件 未達成見込
児童家庭支援 センター設置数	3か所 (-)	3か所 (-)	3か所 (-)	5か所 (+)	5か所 (-)	5か所 (-)	5か所	未設置地域に設置 達成見込

(参考)次期社会的養育推進計画の改定について

- 外部有識者等の参画を得て、令和5年度に検討委員会を設置し、現計画の実績等を議論(1回)
- 令和6年度より、個別協議事項の議論を開始(4~7月まで毎月委員会を開催し、9月素案目標)
 - 代替養育中の小学4年生以上こども全員にアンケート実施
 - 検討委員会に代替養育経験者2名が参画
 - 乳児院・児童養護施設に小規模・地域分散化及び多機能化・機能転換計画の策定を依頼
 - 里親等委託率については就学前75%、学童期以降50%を目標とする予定

9 乳幼児短期緊急里親（モデル事業）について ※全国初※

【背景・課題】

- 乳幼児を緊急一時保護した場合、受入可能な里親探しが難しく、定員超過や感染症対策ため、乳児院(1か所)や児童養護施設(9か所)での受入困難かつ遠隔移送は乳幼児の負担が高い

【概要】

- NPO法人chedsが「乳幼児短期緊急里親事業」を開始(R3.7~)
- chedsと契約した「乳幼児短期緊急里親」は、毎月定額報酬を受取り、原則24時間365日、児相から依頼があれば、乳幼児の一時保護や短期委託に応じる

【役割分担】

<cheds>契約(報酬支払)、里親の待機可能日把握、緊急時の必要物品支給、研修の企画運営等
<児相>委託打診連絡、移送、委託中の養育支援、児童措置費の支払

【実績】

	R3年度(7/1~)	R4年度	R5年度
契約里親数(養育里親から選抜)	5家庭	7家庭	6家庭
委託打診数	46件	71件	70件
一時保護委託件数	35件	57件	53件
委託全体延べ日数	240日	837日	661日
最多(最少)活動里親家庭受託件数	12件(4件)	14件(2件)	17件(5件)



(地域バランスを考慮)

R3: 大分2 別府1 中津1 日田1
R4: 大分3 別府2 中津1 日田1
R5: 大分2 別府2 中津1 由布1

【効果】

- 緊急時の一時保護受入先の拡大
- 緊急時のスピーディな対応が実現
(こども、児相職員ともに大幅な負担減)
- こどもの心理的安心に寄与

【今後の課題(主に契約里親に関するここと)】

- 里親の負担軽減策が必要(レスパイト制度導入等)
- 委託は原則1ヶ月のため、受入対応がタイト
- 緊急里親の意義・支援方針の里親側の理解醸成

⑩ 来年度（最終年度）に向けた今後の対応について

1 児童家庭支援センター

- ・ 地域資源の偏在是正につながり、在宅支援の中核として活動している和及びHOPEの継続運営のための予算を確実に確保(R8~)
- ・ 強みは、「預かり(宿泊)機能」(助成金で人件費補助)であり、里親レスパイトのほか、子育て短期支援事業(ショート、トワイライト)等の協働先として市町村へ提案
- ・ その他、R4改正児福法により新設された家庭支援事業(児童育成拠点、親子関係再構築等)の協働先として市町村へ提案

(2) 里親支援専門NPO (Chieds)との協働

- ・ 里親支援センター化(R8~)に向けて、里親リクルート・養成業務のほか、マッチングや委託後支援など、包括的業務を実施するための人材育成・体制強化を支援
⇒ R6年4月より、中央児童相談所にNPO法人職員を研修派遣

(3) 乳児院（乳幼児総合支援センター）の機能転換

- ・ 児童相談所の伴走支援や民間あっせん機関によるコンサルテーションを経て、特別養子縁組里親に特化したフォースタリング機関として業務開始(R7~、県費対応を想定)

(4) 乳幼児短期緊急里親

- ・ 契約里親を確実に確保するために、これまで把握した課題等に対する対応策を検証
⇒ 里親側の課題(疲弊 ⇌ 年間常時委託可能状態の維持によるモチベーションの低下、突発的な緊急受入など)
⇒ 財源の確保(現時点で、国による支援メニューがない ⇌ 待機料支援スキームがネック)

モデル事業の優終に向け、引き続き各種事業の効果分析・課題解消を図るとともに、R8年度(一部R7年度)の財源(県予算)について財政当局と本格的に議論を開始する予定

<里親・FH部会の聴取結果>

○ 乳幼児短期緊急里親について

【主にNPO法人Chiedsの役割】

(1) 登録里親の公募

- ・毎年1月頃に中央児相から養育里親へ上記モデル事業へ登録を希望する里親を公募
- ・有識者の選定委員会を得て令和5年度は6組が登録(40代~60代の夫婦が登録)
(登録とならなかった里親の主な理由は、本人からの辞退の他、実子の年齢や仕事の状況から判断)
→ NPO法人Chiedsと業務契約

(2) 登録後の働きかけ

- ・NPO法人Chiedsから緊急一時保護に備えた必要物品を配布(おむつ、洋服など)
- ・定額報酬として、毎月100,000円(税別)を支給(委託費は別途支給)
- ・原則24時間365日待機となるが、毎週月曜日にNPO法人より登録里親へ連絡し、一週間の予定を確認し、確実に委託可能である里親を把握(結果については、中央児相と共有)
- ・委託のありなしに閑わらず定期的に家庭訪問を実施(解除後のフォローも含む。)
- ・里親の集い、意見交換会
- ・研修(年1回実施、里親の意向を聞き取ったテーマを設定)

【主に児童相談所の役割】

里親への委託打診

- (NPO法人から報告を受けた里親の予定に沿って打診。原則24時間となっているものの、深夜は乳児院へ委託となる場合が多い。)
- ・一時保護児童の移送、解除の対応
(児相単独で保護者対応する場合が多いが、まれに里親が生活状況を伝える場合もある。)

※ 家庭復帰せず里親措置となる場合は、別の里親への措置となる。

【児童相談所が課題と感じること】

- ・どのケースも家庭復帰を目指すため、解除の際には社会資源へ繋ぐことをセットで考えているが、里親ではケースに対するアセスメント力、アウトリーチ力の不足を感じる。
- ・乳児院へ委託する方が家庭復帰は目指しやすいと感じる。
- ・里親家庭の予期せぬ予定変更があった場合、児童に一時保護場所の変更を強いることとなる。
施設であれば、そのようなことになることもほとんどと思うと子どもへの負担も懸念する。
- ・登録中の里親とのコミュニケーションの難しさ(適度に連絡が必要だが…)

【その他】

- ・委託児童は3歳~5歳年齢が多く、保護期間が長期となると、一時保護の形態の中で養育を継続することでの里親側の負担も大きい。
- ・そのような事情からR6年度から(?)0~2歳が委託のメインとし、3歳以上については、児童相談所と委託について話し合うことを可能とした(断ることもできる、とした)。

【他の照会事項】

<問>

3歳未満の委託率はH30時点で50%を超えており、里親の質が全体的に高いのか、児相側のマッチング機能が高いのか。またその要因は。(登録に至るまでにふるいにかけられる、登録後の研修や支援が手厚いなど。)

<答>

もともと児童養護施設へ措置していたが、その中の問題行動や自立を控えたときにパーマネンシーの観点からの疑問を感じることがあった。(施設だと職員の入れ替わりなどがあり、長い目で見た時のアフターフォローが難しいと感じた。)施設の強みはもちろんあるが、家庭養護の原則から里親委託の大しさを考え、広げ始めた。

部会で審査され登録された以上、それぞれの里親にあった活躍の場を考えている。少し課題がみえる里親についてもトライアル(施設の子どもとの関わり、三重県でいうホームステイ事業?)から始めて、その中で助言を行い、ゆくゆくは長期委託できる里親になってもらえるよう養成している。登録後、まったく子どもとの関わりを持っていない里親はない。(里親側からショートステイだけを考えている、と言われた場合はあるが、特段事情がなければ全員にアプローチしている。)

人員体制としては、県内二つ児童相談所があるが、中央児相の里親班は非常勤含んで15名体制、うち7人の児童福祉司で約200人の登録里親を担当している。

三重県社会的養育推進計画の構成案（事務局案）

<総論>

- 1 はじめに（基本方針・基本的な考え方）
- 2 計画の全体像【国策定要領(1)】
 - (1) 子どもの権利擁護（意見聴取・意見表明等）への支援【国策定要領(2)】
 - (2) 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障【国策定要領(7)】
 - (3) 途切れのない支援
 - (4) 隙間のない支援
- 3 子どもの数の見込みと評価指標・関連指標
 - (1) 各年度における代替養育を必要とする子どもの数の見込み【国策定要領(5)】
 - (2) 評価指標
 - (3) 関連指標
 - (4) 評価指標と関連指標のツリー図

<各論>

- 4 各関係機関等の具体的な取組
 - (1) 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組【国策定要領(3)】
 - (2) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組【国策定要領(4)】
 - (3) 一時保護改革に向けた取組【国策定要領(6)】
 - (4) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組【国策定要領(8)】
 - (5) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組【国策定要領(9)】
 - (6) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組【国策定要領(10)】
 - (7) 児童相談所の強化等に向けた取組【国策定要領(11)】
 - (8) 障害児入所施設における支援【国策定要領(12)】
- 5 検討すべき課題

- (1) 現在の課題
 - 子どもの権利擁護と意見表明に係る仕組みや能力開発
 - 子どもの自立のための戦略（失敗しても再チャレンジできる環境）
 - 人材の確保と人材の育成
 - 支援のための財源の確保
- (2) PDCAサイクルによる評価指標の分析と抽出される課題

6 課題解決に向けた調査・研究と情報の収集と発信

- (1) 課題解決のための調査・研究に関する関係機関等の連携・協力
- (2) 課題解決に向けた情報収集と関係者への情報発信

<参考資料>

データ集（算出根拠資料）

三重県社会的養育推進計画（前期）目次

I 総 論

1 社会的養育の体制整備の基本的な考え方及び全体像

- (1) 計画の趣旨
- (2) 計画策定の基本理念と基本的方向
- (3) 計画期間と計画の進行管理

II 各 論 社会的養育の推進等にかかる具体的な取組方策

1 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- (1) 年齢区分別（3歳未満、3歳以上就学前、学童期以降）代替養育を必要とする子ども数の見込み

2 里親等への委託の推進に向けた取組

- (1) フォースタッキング業務の包括的な実施体制の構築
- (2) ファミリーホームの設置促進・支援の充実
- (3) 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み

3 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

4 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- (1) 施設で養育が必要な子ども数の見込み
- (2) 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (3) 母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームの役割分担と連携強化

5 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

6 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

7 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

- (1) 市町の相談支援体制の整備に向けた県の支援・取組
- (2) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

8 一時保護改革に向けた取組

9 児童相談所の強化等に向けた取組

- (1) 都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組

III 資料

基本理念

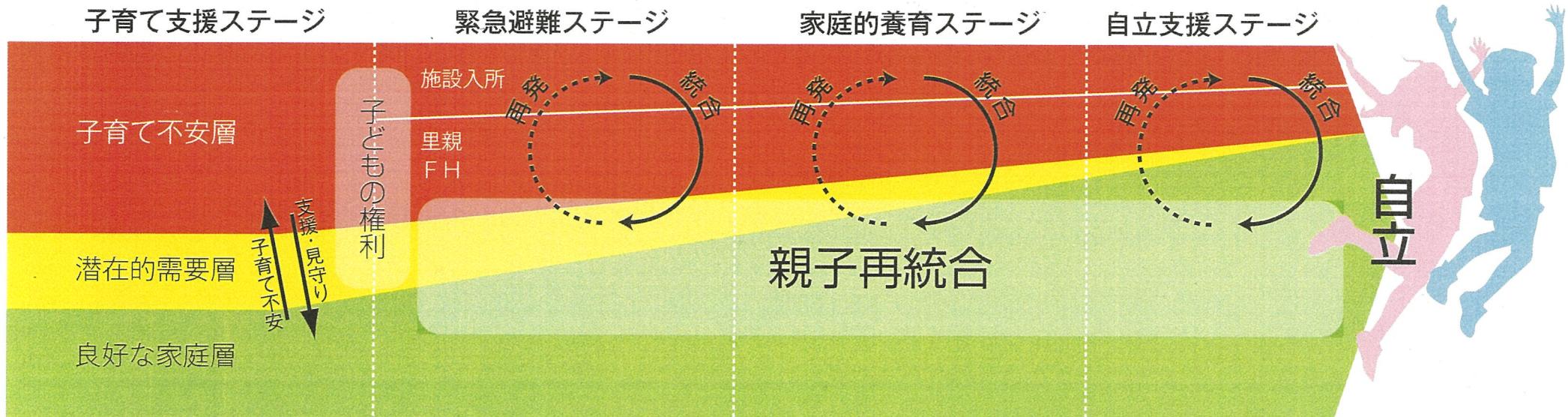
『どのような家庭環境で育った子どもであっても、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す』

**成果指標の
3本柱**

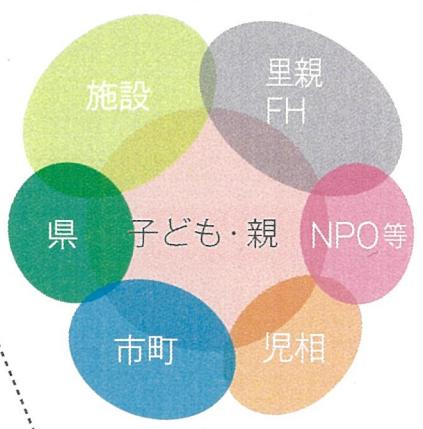
未然防止 → 潜在的な需要減

親子再統合 → 再発率 0%

自立支援 → 進学・就職率 100%

◆ 4つのステージによる途切れのない支援**◆ 関係機関等の連携による隙間のない支援**

各ステージにおける機関の役割 (連携と変化で隙間を埋める)



計画全体の根底に流れる考え方イメージデザイン(案)

基本理念

『どのような家庭環境で育った子どもであっても、等しく愛情を受けて心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って未来を切り開いていける社会を目指す』

①三重県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

①三重県における社会的養育の～(略)

②子どもの権利擁護(意見聴取・表明支援)

③子ども家庭支援体制の構築

④妊産婦等への支援

⑤代替養育を要する子どもの数

⑥一時保護改革

⑦子どものパーマネンシー保障

⑧里親・FHへの委託

⑨施設の高機能化等

⑩社会的養護自立支援の推進

⑪児童相談所の強化

⑫障害児入所施設における支援

◆ 4つのステージによる途切れのない支援

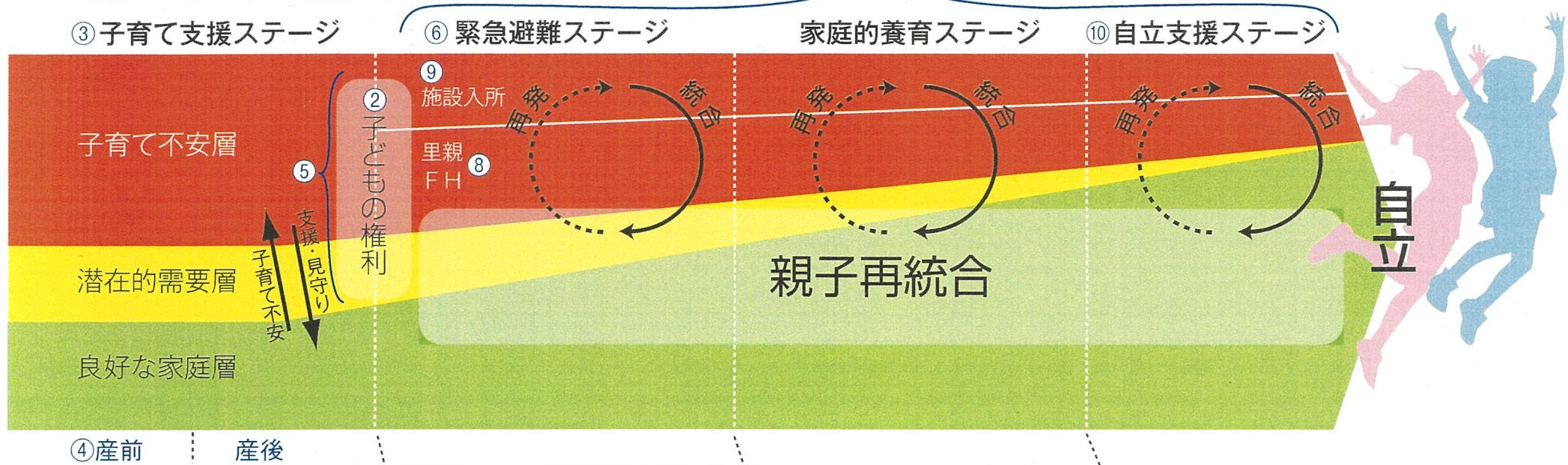
③子育て支援ステージ

⑥緊急避難ステージ

家庭的養育ステージ

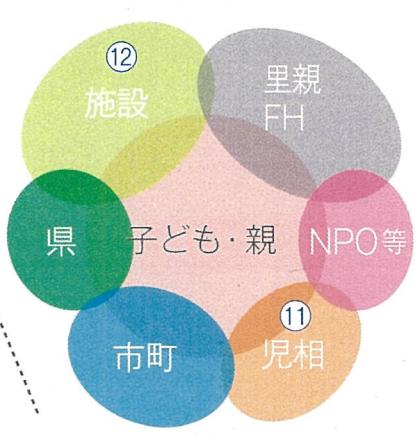
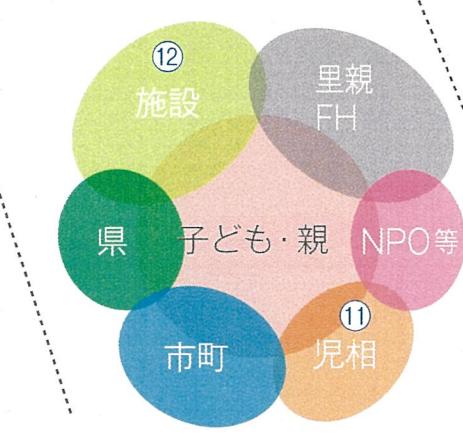
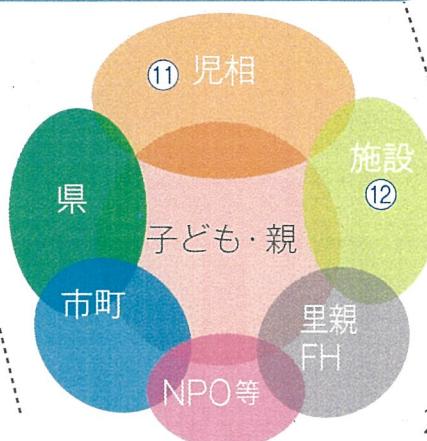
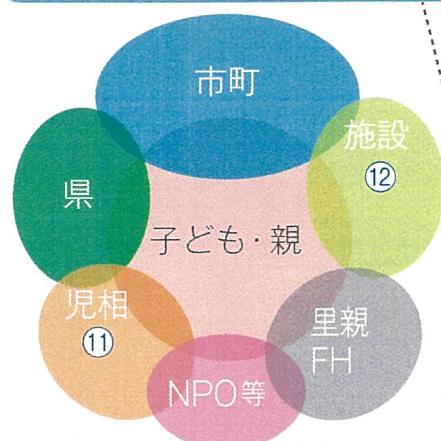
⑩自立支援ステージ

⑦



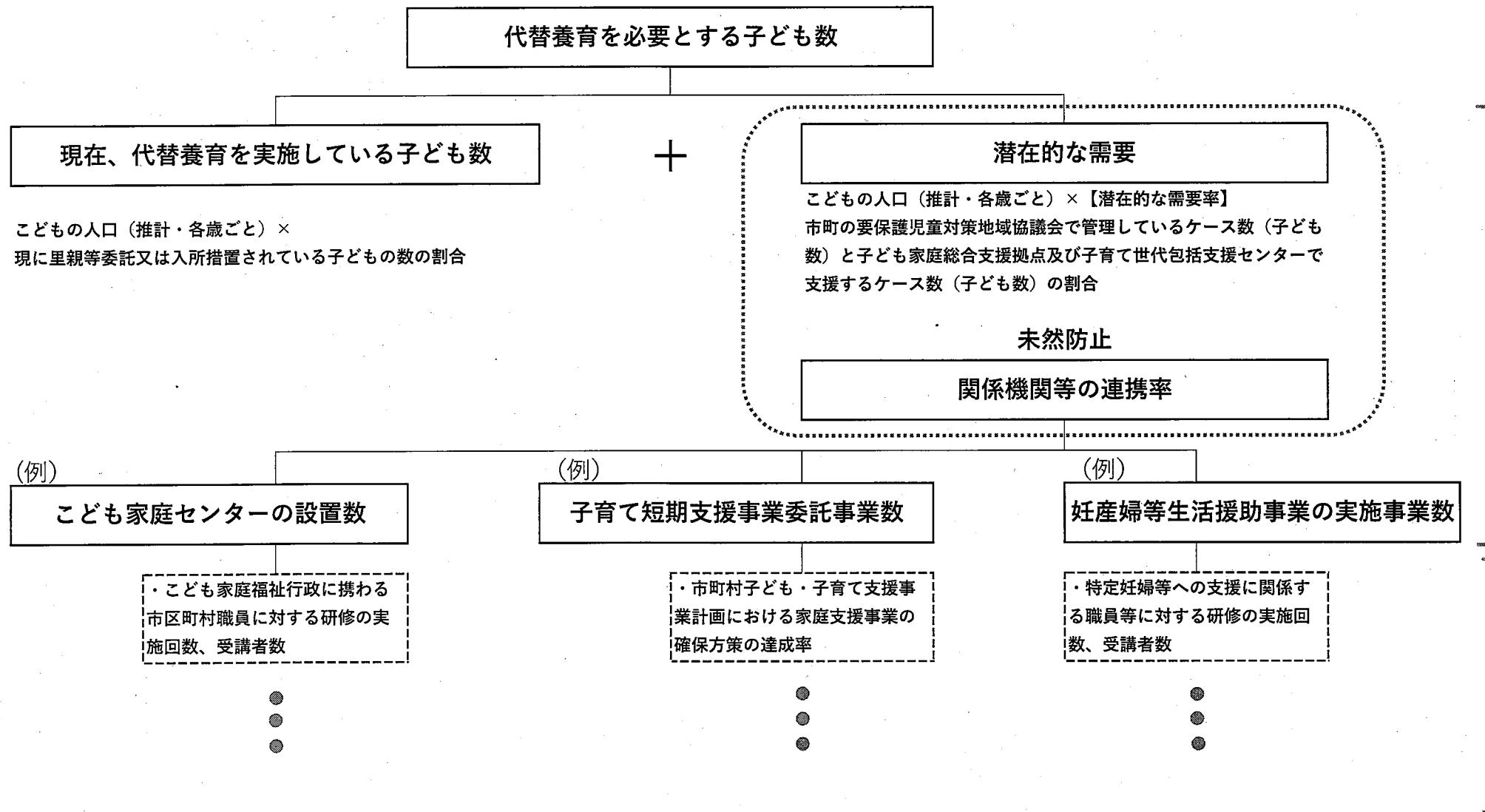
◆ 関係機関等の連携による隙間のない支援

各ステージにおける機関の役割 (連携と変化で隙間を埋める)



評価指標と関連指標（イメージ案）

【未然防止のための評価指標と関連指標】



評価指標と関連指標の検討状況

国の策定要領の評価指標			指標数	把握の可否	評価指標と関連指標の把握方法や基準		令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年5月時点	目標値設定有無	令和11年度目標値	目標値の根拠（計算式）
(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）	「親子再統合」と「自立」の共通指標	<ul style="list-style-type: none"> 社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及び子ども自身に対する子どもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数 意見表明等支援事業の実施状況（利用可能な子どもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用した子どもの割合、第三者への事業委託状況（子どもと利益相反のない独立性を担保しているか）） 措置児童等を対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係ることも本人の認知度（知っているか）、利用度（利用したことがあるか、利用しやすいか）、満足度（利用してどうだったか） 措置児童等を対象とした子どもの権利に関する理解度 措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができる子どもの割合及び意見表明に係る満足度 児童福祉審議会における子どもの権利擁護に関する専門部会又はその他の子どもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対しこどもから意見の申立てがあった件数 社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無 			○ 県が実施するCPAプログラムの実施回数・参加者数	関係職員 2回 41人 子ども 8回 169人	関係職員 2回 44人 子ども 10回 184人	—				
				○ アドボケイト派遣事業の実績【民間委託】	—時保護所、児童養護施設（1施設）、一時保護専用施設への入所児童	—	○	全施設	令和4年改正児童福祉法により意見聴取等の措置を講ずることが義務付けられており、すべての措置児童が意見表明支援を受けられる環境を整える必要がある。			
			7	△	・認知度を図るものは無い ①利用度は意見表明等支援事業の個別面談希望数 ②満足度は意見表明等支援事業の児童アンケート	①27人 ②簿冊級じ						
				△	措置時に説明しているが理解度を図るものはない	—	—	—				
				△	①県のアドボカシー派遣事業の参加人数?	①参加人数 120人						
				×								
				○								
(3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組	未然防止（潜在的需要）	<ul style="list-style-type: none"> こども家庭センターの設置数 こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数 都道府県と市区町村との人材交流の実施状況 こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況 			○ こども家庭センターの設置数	0	2	15	○	29	三重県内の全市町	
			4	○	県主催の市町等を対象とした研修・会議の市町職員参加数（市町児童福祉主管課、母子保健主管課等）	189	219	—				
				×	児童相談所名簿より抜粋/子ども福祉総務課へ照会	1	1	1				
				×	市町へ照会	0	591	903				
				×								
② 市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組		・市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率										

評価指標と関連指標の検討状況

国の策定要領の評価指標	
未然防止 (潜在的需要)	・市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数
③児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組	・児童家庭支援センターの設置数 ・児童相談所からの在宅指導措置委託件数と割合（分母：指導措置委託全件数） ・市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数
(4)支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	・妊産婦等生活援助事業の実施事業所数 ・助産施設の設置数 ・特定妊産婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数
(6)一時保護改革に向けた取組	・一時保護施設の定員数 ・一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数 ・一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数 ・第三者評価を実施している一時保護施設数・割合（分母：管内の全一時保護施設数） ・一時保護施設の平均入所日数 ・一時保護施設の平均入所率
(7)代替養育を必要とすることのバーマネンシー保障に向けた取組	①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組 ・里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間 ・子どもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のバーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況（検討状況を含む。）
②親子関係再構築に向けた取組	・親子再統合支援事業による各種支援の実施件数 ・親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況 ・親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数 ・児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数

指標数	把握の可否	評価指標と関連指標の把握方法や基準	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年5月時点	目標値設定有無	令和11年度目標値	目標値の根拠（計算式）
2	×	国による実施状況調査	6施設 (里親5、FH1)	6施設 (里親4、FH2)	—			
3	○ ○ ○	認可施設数 県への児家センの報告書でカウントは可能 児童家庭支援センター運営事業実績報告書(C)より	6 (62.5%) 0	6 (84.6%) 集計中 7/18までR5 実績報告提出依頼中	7 — 未集計			
3	× ○ ×	R6新規事業（安心こども基金活用） 家庭福祉・施設整備課 県主催の市町等を対象とした研修・会議の市町職員参加数（市町児童福祉主管課、母子保健主管課等）	0 8 189	0 8 219	未集計 —			
6	○ ○ × × × ×	一時保護専用施設の定員数 一時保護実施特別加算の対象施設数（一時保護専用施設） RITariko 研修 なし 延べ日数÷延べ人数 年間利用児童数：日数÷（一保定員×日数）	中勢：15人 北勢：20人 中勢：15人 北勢：20人 紀州：4人 4 — — 22.3日 60.20%	中勢：15人 北勢：20人 5 — — 25.8日 66.20%	中勢：15人 北勢：20人 — — — 61.10%			
2	×	現時点での体制整備できていない	—	—	—			
5	×	R6~開始の県の親子再統合支援事業による個別カウンセリング数を計上 専任職員は予算要求したが認められなかつた	—	—	—	○	整備済み	令和4年改正児童福祉法により都道府県の業務として位置づけられており、取組を進
	×	3	2					

評価指標と関連指標の検討状況

国の策定要領の評価指標		指標数	把握の可否	評価指標と関連指標の把握方法や基準		令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年5月 時点	目標値 設定有無	令和11年度 目標値	目標値の根拠（計算式）
	・民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数		×	児童家庭支援センターへの新規指導委託件数【福祉行政報告例45表】 そのうち、保護者支援プログラムの委託数		6件 0件	11件 0件	3件 0件			
(3) 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	・児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数		○	里親委託の統計より		4件	2件	0件			
	・民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数		○			0件	1件	0件			
	・親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数		○			0件	1件	0件			
	・里親支援センターやフォースタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数		×								
	・特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数		×								
	・民間あっせん機関に対する支援、連携の有無		×	県内に設置なし		—	—	—			
(8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組											
① 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等	・3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率		○	別紙参照①							
	・養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数、新規里親登録（認定）数、委託里親数、委託こども数		○	別紙参照②							
	・ファミリーホーム数、新規ホーム数、委託こども数		○		ホーム数: 6施設 新規数: 0施設 委託児童数: 19人	ホーム数: 6施設 新規数: 0施設 委託児童数: 18人	ホーム数: 6施設 新規数: 0施設 委託児童数: 16人				
	・里親登録（認定）に対する委託里親の割合（年間に1回でも委託のあった里親数）		○		27.7% 年度中に開始解除されたもの1件	26.0% 年度中に開始解除されたもの1件		28.0%			
	・里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数		○		5回（うち 1回は施設 機能部会）	5回（うち 1回は施設 機能部会）	5回（うち 1回は施設 機能部会）				
② 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組	・里親支援センターの設置数、民間への委託数		○		—	—	0件				
	・民間フォースタリング機関の設置数		○		3件	4件	4件				

評価指標と関連指標の検討状況

国の策定要領の評価指標		指標数	把握の可否	評価指標と関連指標の把握方法や基準	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年5月時点	目標値設定有無	令和11年度目標値	目標値の根拠（計算式）	
親子再統合	・基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数	3	○	基礎研修 F機関: 5回 県: 3回 登録前研修 F機関: 5回 県: 3回 更新研修 専門里親: 1回 養育里親: 3回	基礎研修 F機関: 1回 県: 1回 登録前研修 F機関: 1回 県: 1回 更新研修 専門里親 養子縁組里親: 2回 養育里親: 3回	基礎研修 F機関: 5回 県: 3回 登録前研修 F機関: 5回 県: 3回 更新研修 専門里親 11月～1月 予定 養育里親 11月～1月 予定					
(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組											
② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組											
親子再統合	・小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数	8	○	地域小規模児童養護施設または分園型小規模グループケアを有する施設数（各入所児童数）	9 (75)	9(82)	—				
	・養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数		○	加算分保護単価の設定があった施設数、加算職員数【児童養護施設、乳児院】	13施設 36人	13施設 37人	—				
	・養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数		○	施設機能強化推進費の認定施設数【児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設】	3施設	3施設	—				
	・一時保護専用施設の整備施設数		○	一時保護実施特別加算の対象施設数【一時保護専用施設】	4施設	4施設	5施設				
	・児童家庭支援センターの設置施設数		○	認可施設数	6施設	6施設	7施設				
	・里親支援センター、里親養育包括支援（フォースタリング）事業の実施施設数		○	里親支援センター設置数 フォースタリング事業委託事業者数	— 3施設	— 4施設	— 4施設				
	・妊娠婦等生活援助事業の実施施設数		×	県担当課で把握している施設数	—	—	0施設				
	・市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）		×	児童相談支援課から対象施設へ照会	—	—	14施設（子育て短期支援事業）、3施設（養育支援訪問事業）、1施設（児童育成支援拠点事業）、1施設（親子関係形成支援事業）	○	28施設	県内では施設の小規模や地域分散化は進んでおり、今後は要支援家庭への在宅支援において特に重要な役割を担うことが期待されることから、全施設が委託されている子育て短期支援事業に加えて、各施設において最低もう1事業が委託されることを目標にする。	
(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組											
② 社会的養護経験者等の自立に向けた取組											

評価指標と関連指標の検討状況

国の策定要領の評価指標			指標数	把握の可否	評価指標と関連指標の把握方法や基準	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年5月時点	目標値設定有無	令和11年度目標値	目標値の根拠（計算式）
自立	・児童自立生活援助事業の実施箇所数（I型～III型それぞれの入居人数）	3	○	児童自立生活援助事業の届出数、入居人数（各年度末時点） 【I・II型】 【III型】	2箇所 5人 — —	2箇所 6人 — —	2箇所 9人 8箇所 8人				
	・社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数			○	児童相談支援課で把握	0箇所	0箇所	0箇所	○	1箇所	令和4年改正児童福祉法により都道府県の業務として位置づけられており、自立支援拠点の整備を進めていく必要がある。
	・社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況		○	自立支援協議会の設置	未整備	未整備	未整備				
(11) 児童相談所の強化等に向けた取組	・児童相談所の管轄人口 ・第三者評価を実施している児童相談所数・割合（分母：管内の全児童相談所数）	10	○	県のHPより：各地域毎年減少 別紙参照	0	0	0				
「親子再統合」と「自立」の共通指標	・児童福祉司・児童心理司の配置数		○	なし	0	0	0				
	・市町村支援児童福祉司の配置数		○	県庁管理の職種別人員で確認	福：74人 心：29人	福：72人 心：34人	福：74人 心：33人				
	・児童福祉司スーパーバイザーの配置数		○		0	0	0				
	・医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）		○	県庁管理の職種別人員で確認	8	15	20				
	・保健師の配置数		○		常勤1名 非常勤2名	常勤1名 非常勤2名	常勤1名 非常勤2名				
	・弁護士の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）		○		計8名 内5名兼務	計8名 内5名兼務	計8名 内5名兼務				
	・こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数		○		非常勤1名	非常勤1名	非常勤3名				
	・専門職採用者数（割合）		○		22人	16人	—				
			○		18人（福技 5人：児福7 人：心判6 人）	13人（福技 6人：児福4 人：心判3 人）	—				
			○								
(12) 障害児入所施設における支援			67								

新設の評価指標

未然防止 (潜在的需要)	潜在的な需要率（どのように把握するか？） 関係機関・関係団体・関係事業者等の連携率（実際の連携数／希望連携数）										
親子再統合	親子再統合後の子どもの再来率										
	入所施設の不調率（入所施設から断った件数・率）										
	里親・ファミリーホームの不調率（里親・ファミリーホームから断った件数・率）										
自立	子どもの自立率（進学率+就職率）										
	子どもの自立後の3年継続率										